

社会保障審議会 福祉部会次第

平成18年12月4日(月)
14:00~16:00
於 厚生労働省専用第15会議室

1. 開会

2. 議事

「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見(案)」
について

3. 閉会

【資料一覧】

資料1:介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見
(案)

資料2:平成18年11月20日社会保障審議会福祉部会議事録

介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見（案）

平成18年12月4日
社会保障審議会福祉部会

本部会は、1988年（昭和63年）の社会福祉士及び介護福祉士法の施行から現在18年が経過している介護福祉士制度及び社会福祉士制度について、その後の介護や社会福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、本年9月以降4回にわたって審議を行い、「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」を取りまとめた。

介護福祉士制度については、2006年（平成18年）1月に、厚生労働省社会・援護局長の私的懇談会として「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」が設置され、8回にわたり外部の有識者によるプレゼンテーションも含め広範囲にわたる検討を行った結果として、7月に報告書が取りまとめられている。

報告書においては、制度施行後の介護福祉士を取り巻く状況の変化について整理した上で、求められる介護福祉士像、資格制度の在り方等について提言が行われていることから、本部会としては、これを踏まえつつ、介護福祉士制度の具体的な在り方について審議を行った。

また、社会福祉士制度については、本部会において、制度施行後の社会福祉士を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、社会福祉士制度の現状と課題について整理を行った上で、これを解決していくための社会福祉士制度の見直しの方向性について審議を行った。

本意見書は、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関わる事項のうち、特にその養成の在り方を中心として、法律改正も視野に入れつつ、取りまとめを行ったものである。

介護福祉士、社会福祉士を始めとする福祉人材の確保については、本部会において引き続き審議を行い、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について、検討を行っていくこととしている。

厚生労働省においては、本部会の意見を踏まえ、制度の見直しが必要な事項についての法律改正案を次期通常国会に提出するなど、改革に早急に取り組み、着実に実行されたい。

【 目 次 】

第 1	介護福祉士制度の在り方について	4
I	介護福祉士制度の見直しに当たっての基本的視点	4
II	求められる介護福祉士像	5
III	介護福祉士の養成の在り方	7
1	資格取得方法の見直しに係る基本的考え方	7
(1)	介護福祉士の資格取得方法に係る現行体系	7
(2)	介護福祉士の資格取得方法の一元化	7
2	それぞれの資格取得ルートの在り方	9
(1)	養成施設ルート	9
(2)	実務経験ルート	9
(3)	福祉系高校ルート	10
3	実習の在り方	12
4	国家試験の在り方	12
5	専門介護福祉士（仮称）の検討	14
6	その他	14
(1)	通信課程の取扱い	14
(2)	実務経験の取扱い	15
(3)	その他のルートの取扱い	15
(4)	介護現場における医療提供の在り方	16
7	実施時期	17
IV	介護の担い手の人材確保	17
第 2	社会福祉士制度の在り方について	19
I	社会福祉士制度の現状と課題	19
1	社会福祉士制度の現状と課題	19
2	社会福祉士を取り巻く状況の変化	20

Ⅱ	社会福祉士の養成の在り方	21
1	社会福祉士の養成の現状と課題	21
2	教育カリキュラムの在り方	22
	(1) 教育カリキュラムの在り方	22
	(2) 実習の在り方	23
3	それぞれの資格取得ルートの在り方	24
	(1) 福祉系大学等ルート	24
	(2) 行政職ルート	25
	(3) 社会福祉主事としての任用資格を有する者による社会福祉士 資格の取得の取扱い	25
4	実施時期	26
Ⅲ	社会福祉士の任用・活用の在り方	26
第3	終わりに	29

[参考]

	社会保障審議会福祉部会委員名簿	30
	社会保障審議会福祉部会開催経過	31
(参考資料1)	介護福祉士制度の概要	32
(参考資料2)	介護福祉士資格の取得方法の見直しの全体像	34
(参考資料3)	介護福祉士の教育カリキュラムの見直し	35
(参考資料4)	社会福祉士制度の概要	36
(参考資料5)	社会福祉士資格の取得方法の見直しの全体像	38

第1 介護福祉士制度の在り方について

I 介護福祉士制度の見直しに当たっての基本的視点

○ 介護福祉士は、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって介護を行うこと等を業とする名称独占の国家資格であり、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまで、約54.8万人が資格を取得している。また、介護保険の施設サービスで就労する介護職員の約4割、在宅サービスで就労する介護職員の約2割が介護福祉士となっているなど、今日、介護福祉士は、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となってきた。

○ 一方、介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況は大きく変わってきている。

2000年（平成12年）からの介護保険制度の施行とその後の見直しの中で、個室・ユニットケアの特別養護老人ホーム、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるような小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス拠点など、個別ケアや認知症ケア等の新しいケアモデルに対応できるサービスの構築が進められてきている。

また、2003年（平成15年）の障害者支援費制度の施行及び2006年（平成18年）の障害者自立支援法の施行の中で、障害者に対するケアにおいても、利用者本位のサービス体系への再編が進められる中で、地域生活支援、就労支援といった側面をより一層重視したケアが求められるようになってきている。

介護福祉士には、このような高齢者及び障害者に対する新しいケアに対応できるような資質の確保及び向上が求められていると言える。

○ 一方で、総人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる中で、少子高齢化が急速に進展しており、2015年（平成27年）にはいわゆる「団塊の世代」がすべて65歳以上となり、2025年（平成37年）には75歳以上の後期高齢者が現在の約1千万人から約2千万人に倍増するなど、今後とも高齢者介護のニーズは増大することが見込まれている。

また、障害者に対するサービスにおいても、2003年（平成15年）の障害者支援費制度の施行以降、利用者が急増してきている。

このような中で、高齢者及び障害者に対する介護の担い手となる人材の確保は継続する重要課題であり、介護福祉士には、その資質の確保及び向上のみならず、介護の担い手としての量的確保が求められていると言える。

- 本部会においては、「高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、介護の担い手の人材確保の側面とを如何に調和させていくのか」という観点を基本に据えつつ、介護福祉士制度の在り方について検討を行った。

Ⅱ 求められる介護福祉士像

- 前述の検討会報告書においては、介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者及び障害者に対する新しいケアに対応できるような、これからの介護福祉士の養成に当たっての目標について、以下の12項目のとおり整理が行われている。

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ・政策にも対応できる
- ④ 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 他職種との協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

- 今後、本部会に限らず、介護福祉士制度の見直しに係る具体的事項について検討を行っていく様々な場においても、この「求められる介護福祉士像」を実現していくことが最終的な目標であるということを経験した上で、検討を行っていくべきである。

- 例えば、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについては、専門家・実践者による作業チームにおいて検討が行われている。

具体的には、まずは教育カリキュラムの見直しについて、高等学校卒業者等が養成施設等において2年以上必要な知識及び技能を学ぶ課程（以下「養成施設2年課程」という。）における時間数（1,800時間）及びその具体的な教育内容を基準としつつ、他の課程における時間数やその具体的な教育内容について検討が行われ、中間的な取りまとめが行われている。

引き続き、それぞれの課程における具体的な教育内容に加え、教員要件、施設設備基準、実習施設の要件、実習指導者の要件のほか、介護福祉士の養成課程同士の間での既修得科目の認定や社会福祉士等の他の福祉関係職種の養成課程との間の単位認定についても検討を行っていくこととされているが、検討に当たっては、「求められる介護福祉士像」を実現していくことが最終的な目標であるという姿勢を基本としていくべきである。

- なお、教育カリキュラムについては、今回の見直しの後においても、介護ニーズの変化のほか、新教育カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況、介護現場における状況、資格取得後の研修等の受講状況等を踏まえ、今後、定期的に見直しを行っていくこととするべきである。

- また、介護福祉士制度の施行後の高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、法律上の介護福祉士の役割、責務等についても、見直しを行っていくべきである。

例えば、

- ・ 現行の定義規定の中では「入浴、排せつ、食事」の身体介護が例示されているが、実際の介護現場においては心理的・社会的支援の側面も重要であり、これを明示すべきではないか
- ・ チームとして介護を提供する中での介護福祉士の位置付けや担うべき役割について、これを明示すべきではないか
- ・ 業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない旨の規定が置かれているが、福祉サービスが普遍化する中で福祉関係者との連携も重要であり、これを明示すべきではないか

といった指摘がなされているところであり、これを踏まえ、見直しについて検討を行う必要がある。

Ⅲ 介護福祉士の養成の在り方

1 資格取得方法の見直しに係る基本的考え方

(1) 介護福祉士の資格取得方法に係る現行体系

- 現在、介護福祉士の資格取得方法としては、大きく分けて、以下の3つのルートがある。
 - ・ 厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得するルート（以下「養成施設ルート」という。）
 - ・ 3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得するルート（以下「実務経験ルート」という。）
 - ・ 福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得するルート（以下「福祉系高校ルート」という。）
- 1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまでの資格取得者約54.8万人のうち、養成施設ルートが約20.6万人で約4割を、実務経験ルート及び福祉系高校ルートが約34.2万人で約6割を占めている。
- 介護福祉士資格は名称独占資格であり、介護に係る専門的能力を有する人材の養成・確保のためには、介護業務に従事する者が介護福祉士の資格を取得することを通じてその資質を向上させることが求められていることから、介護福祉士資格の取得方法としては、
 - ・ 就労前に集中的に勉強した上で資格を取得するとして、養成施設ルート・福祉系高校ルートが、
 - ・ 働きながら勉強して資格を取得することも可能なルートとして、実務経験ルートが、それぞれ設けられている。

(2) 介護福祉士の資格取得方法の一元化

- 介護福祉士の国家資格については、「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」と位置付けた上で、介護福祉士は「資格を取得した後も、介護を取り巻く環境の変化や介護技術の進歩等に対応するた

めに、生涯にわたって自己研鑽し、知識・技能を向上させる」という姿を考
えていくべきである。

- 先に述べたとおり、介護福祉士については、従来重視されてきた入浴、排
せつ、食事等の身体介護のみならず、認知症高齢者に対応できるケアや障害
者の自立支援に対応できるケアといった新しいケアへの対応のほか、他職種
との協働によるチームアプローチによる入所者等の重度化や看取りへの対
応も求められている。

このような中で介護福祉士の資質の確保及び向上を図っていくためには、

- ・ 資格取得に当たってのそれぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務
経験を充実した上で、その水準を統一するとともに、
- ・ 資格を取得するためにはすべての者は一定の教育プロセスや実務経験を
経た後に国家試験を受験するという形で、
資格取得方法の一元化を図るべきである。

- 資格取得方法の一元化に関しては、現在ある養成施設ルート、実務経験ル
ート及び福祉系高校ルートの3つのルートのうち、特に福祉系高校ルートの
取扱いが大きな議論となった。

具体的には、大きく分けて、

- ・ 対人専門職として求められる人間性・倫理性の涵養のためには人生経験を
積むべきであり、高等学校を卒業した後に2年以上の専門教育を受けて、
国家試験を受験する仕組みとするべきとする意見と、
- ・ 一定水準以上の教育内容が担保されることを前提とすれば、ボランティ
ア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等が
高等学校で福祉の途を志し、介護福祉士の資格を取るために努力する福祉
系高校ルートを排除すべきではなく、むしろ年齢や職務経験の観点から見
て多様な人材が介護福祉士となる途が確保されていることは、利用者やそ
の家族の視点からしても意義のあることであるとする意見とがあった。

- この点についてさらに議論を深めた結果、
- ・ それぞれのルートの教育プロセスにおける教育内容や実務経験について、
科目名や時間数のみならず、教員要件等も含めた教育の内容について同等
の水準が制度的に担保されることを前提として、多様な人材が介護福祉士
として実際の介護現場に入ってくるような途を広く開いてお
くことが望ましく、

- ・ 養成施設ルート、実務経験ルート及び福祉系高校ルートの3つのルートを残しつつ、すべての者について一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形で一元化を行い、資格全体のレベルアップを図ることが適当であるとの意見が大勢であった。

2 それぞれの資格取得ルートの在り方

(1) 養成施設ルート

- 養成施設ルートについては、養成課程における教育内容を充実した上で、養成施設卒業者は資格取得するために新たに国家試験を受験する仕組みとするべきである。
- 教育内容の充実については、具体的には、養成施設2年課程については、現行の1,650時間の課程を1,800時間の課程に充実することとし、その他の課程についても、養成施設2年課程の新しい教育内容を基準としつつ、
 - ・ 福祉系大学・社会福祉士一般養成施設・社会福祉士短期養成施設卒業者等が養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を学ぶ課程については、現行の900時間の課程を1,080時間程度の課程に、
 - ・ 保育士養成施設卒業者等が養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を学ぶ課程については、現行の930時間の課程を1,155時間程度の課程に、それぞれ充実することとするべきである。
- その際、介護技術講習会を受講した者には国家試験の実技試験が免除される現行の仕組みの中で修得される技能と比較して、同等程度の技能の獲得が養成課程において担保されているものと考えられるルートについては、実技試験を免除する取扱いとすることが考えられることから、本ルートについては実技試験を免除することとするべきである。
- なお、養成施設ルートについては、将来的には養成施設2年課程の教育年限を3年としていくことが望ましいという意見もあった。

(2) 実務経験ルート

○ 実務経験ルートについては、実務経験に加え、理論的・体系的に必要な知識及び技能を学ぶ養成課程を経た場合に、国家試験を受験することができる仕組みとするべきである。

○ 具体的には、現行の3年以上の介護等の業務に関する実務経験に加え、600時間程度の課程（通常6月以上の課程となり、通信課程の場合にあつては1年以上の課程となる。）を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する仕組みとするべきである。

その際、養成施設ルートの場合と同様の理由から、本ルートについても実技試験を免除することとするべきである。

○ また、2006年（平成18年）度から、介護保険制度においては、施設・在宅を問わず介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として行われる介護職員基礎研修が導入されている。

介護職員基礎研修課程を修了している者（訪問介護員養成研修課程を修了した現任者等であつて、研修科目等を一部免除して修了している者を含む。）は、あらかじめ理論的・体系的に必要な知識及び技能を修得した上で、介護等の業務に関する実務経験を経ることとなるものであることから、2年以上の実務経験を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する仕組みとするべきである。その際、実技試験を免除する取扱いとはするべきではない。

なお、介護福祉士養成課程における教育カリキュラムの見直しの実施に併せ、介護職員基礎研修についても、教育時間、教育内容等の在り方について検討を行っていくべきである。

(3) 福祉系高校ルート

○ 福祉系高校ルートについては、実習時間数を拡充するなど、教育内容を大幅に充実することとするべきである。

○ 具体的には、現行制度においては、高等学校3年間の課程は1,190時間の課程、高等学校専攻科2年間の課程は1,155時間の課程とされているが、これを養成施設ルートと同様の1,800時間の課程まで充実するとともに、高等学校3年及び専攻科1年の4年間の課程でこれを行うことも認めるべきである。

また、このうち実習時間数についても、介護現場における実習のほかに校内での知識及び技能の修得に係る時間も含めて210時間の中で、学校の裁量で実施することとされている現行の取扱いを改め、養成施設ルートと同等の450時間の時間数まで充実することとするべきである。

その際、養成施設ルートの場合と同様の理由から、本ルートについても実技試験を免除することとするべきである。

- また、上記のような見直しは教育内容の大幅な充実を求めるものであることから、現行の1,190時間又は1,155時間の課程を基本的に維持することを時限措置として認め、当該課程を卒業した者は、卒業後に9月以上の介護等の業務に関する実務経験を経た場合に、国家試験を受験することができる途も認めるべきである。その際、実技試験を免除する取扱いとするべきではない。

ただし、現に1,190時間又は1,155時間の課程を設けている福祉系高校に対する上記のような措置は、新制度の導入に伴う経過的な措置であり、教育カリキュラム及び資格取得体系についての更なる見直しの検討と併せ、将来、廃止する方向で検討するべきである。

- なお、福祉系高校ルートについては、養成施設ルートにおける教育内容の充実を踏まえつつ、介護サービスの高度化や地域における生活支援・就労支援を重視したケアに対応できる教育内容をより確実に担保していくことが可能な、高等学校3年に専攻科を加えた課程に限定していくべきであるという意見もあった。

- また、介護福祉士資格の取得方法の一元化に当たっては、一定水準以上の教育内容が担保されることが前提であることから、福祉系高校については、単に教科目及び単位数のみならず、例えば教員要件、教科目の内容等について、養成施設と同等の水準が制度的に担保されるように、新たに基準を課すとともに、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとするべきである。

- なお、例えば教員要件については、教育カリキュラムの見直しを踏まえ、養成施設の教員要件の見直しについて検討し、これを踏まえて福祉系高校の教員要件についても検討していくこととなるが、その際、高等学校教諭の場合には教育職員免許の取得が必須とされている等の仕組みの違いを踏まえ、

必要に応じて経過措置を講ずる等の配慮についても検討していくことが必要である。

具体的な要件については、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームの中で、検討していくべきである。

3 実習の在り方

○ 実習は、介護現場における実践を通じて学習した知識及び技能の確認を行うとともに、利用者やその家族との関わりを通じて対人援助におけるコミュニケーションを学べる貴重な場であり、また、実際に介護の現場に参画することで、多職種協働の在り方を学ぶことができるなど、介護福祉士の養成課程において非常に重要な要素となっているものである。

○ 効果的な実習が実施されるためには、多様な介護現場で実習が行われるとともに、養成施設等と実習施設とが、それぞれ役割を担って積極的に取り組んでいくことが求められている。

特に、養成施設等における知識及び技能の教育と実習施設における介護実践とが連動することにより、単に実習が充実されるのみならず、実習施設としての体制整備が進められることで、施設における介護サービスの質の向上も期待できる。このような養成施設等と実習施設との連携については、養成施設等と実習施設との一体的な実習の運営体制が確保されている場合に、より効果が発揮されるものと考えられる。

実習施設の確保の観点からも、養成施設等と実習施設との連携を推進する方策とともに、施設側が率先して実習施設となるような方策についても、検討していくことが必要である。

○ なお、実習施設の要件、実習指導者の要件等については、上記のような実習の意義を踏まえつつ、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームの中で、検討していくべきである。

4 国家試験の在り方

○ 介護福祉士資格について、資格を取得するためにはすべての者は国家試験

を受験するという形で一元化を図っていく以上、介護福祉士の資質の確保及び向上のためには、教育カリキュラムの見直しだけでなく、そこで修得した知識及び技能を確認するための国家試験の在り方の見直しが、重要な検討課題となってくる。

(筆記試験の在り方)

- 介護福祉士の国家試験は筆記試験と実技試験から構成されているが、筆記試験については、教育カリキュラムの見直しへの対応に併せ、介護福祉士として必要とされる知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて、検証を行っていくことが必要である。
- 国家試験の在り方が養成課程における教育内容を規定してしまう側面があることは否定できないことから、対人援助を行う専門職である介護福祉士の国家試験の在り方については、
 - ・ 単に知識の暗記を問うだけでなく、介護に関わる理念の理解や実際の状況に応じた判断力を確認できるような問題としていくべきではないか
 - ・ 介護福祉士として身に付けておく必要のある倫理観や介護に関わる理念等については、介護福祉士のもっとも基本となる資質であるので、国家試験の出題内容として位置付けていくべきではないか
 - ・ 介護実践において基本となるような知識を問うものについては、繰り返し出題することとしてもよいのではないかとといった観点も踏まえつつ、検討を行っていくべきである。
- 具体的には、出題基準を含む国家試験の在り方についても、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームの検討事項として、検討を行っていくべきである。

(実技試験の在り方)

- また、実技試験については、現在、32時間の介護技術講習を修了した者については、3回に限り実技試験を免除する措置が講じられている。
- 介護技術講習会を受講した者には実技試験が免除される現行の仕組みの中で修得される技能と比較して、同等程度の技能の獲得が養成課程において担保されているものと考えられるルートについては、実技試験を免除する取

扱いとすることが考えられることから、

- ・ 養成施設ルート
- ・ 600時間程度の養成課程を経る場合の実務経験ルート
- ・ 1,800時間の教育時間を確保した福祉系高校ルート

については、介護技術講習を修了しなくても、実技試験を免除することとするべきである。

- これにより、介護技術講習の対象者は縮小することとなるが、教育カリキュラムの見直しに併せ、介護技術講習の内容やその在り方についても、検討していくべきである。

5 専門介護福祉士（仮称）の検討

- 介護職員の生涯を通じた能力開発とキャリアアップを支援するため、職能団体等による現任研修等に係る取組が進められている。
- 介護福祉士の国家資格は、「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」と位置付けられるが、さらに重度の認知症や障害等への対応、管理能力（サービスの質、人的資源、運営管理等）等の分野について、より専門的対応ができる人材を育成していくことが求められている。
- 資格取得後の一定の実務経験を前提として、一定の研修を行った上で認定を行う仕組みとしての専門介護福祉士（仮称）の在り方について、有識者や関係団体で早急に検討を行っていくべきである。

6 その他

(1) 通信課程の取扱い

- 現在、養成施設ルートにおいては、教育課程全体に占める実習及び演習の時間の比重の大きさの観点や当該実習及び演習の時間を実効性のあるものとして確保する観点から、通信課程は認められておらず、教育カリキュラム及び資格取得体系の見直しに当たっても、このような基本的考え方は維持するべきである。

○ 一方で、介護福祉士資格の取得方法の一元化により、実務経験ルートにおいては新たに600時間程度の養成課程を経なければならないこととなるが、これは、現に就労している者が就学する課程であることを踏まえ、働きつつ学べるように、養成課程としての指定を受けたものに限り、通信課程を認めることとするべきである。

○ また、福祉系高校ルートについては、現在、通信課程が認められており、高等学校専攻科2年間の1,155時間の課程で5校、高等学校3年間の1,190時間の課程で1校が設置されている。

福祉系高校ルートの通信課程については、現行の1,190時間又は1,155時間の課程を基本的に維持することを時限措置として認め、当該課程を卒業した者は、卒業後に9月以上の介護等の業務に関する実務経験を経た場合に、国家試験を受験することができる途を認めるべきである。その際、実技試験を免除する取扱いとするべきではない。

ただし、現に1,190時間又は1,155時間の通信課程を設けている福祉系高校に対する上記のような措置は、新制度の導入に伴う経過的な措置であり、教育カリキュラム及び資格取得体系についての更なる見直しの検討と併せ、通信課程の取扱いの在り方についても検討を行うこととするべきである。

(2) 実務経験の取扱い

○ 介護福祉士資格の取得方法の一元化に当たっては、それぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験の水準を統一することが前提であることから、実務経験の取扱いについても、点検を行っていく必要がある。

○ 実務経験の範囲として認められるものは、特別養護老人ホームにおける介護職員等としての経験等の限定列挙されたものに限られているが、実務経験として認められる範囲について点検を行っていくほか、ボランティアとして従事した場合にあっても実務経験の期間として算入される現行の取扱いについても、見直す方向で検討するべきである。

(3) その他のルートの取扱い

○ これまで述べてきた3つのルート以外にも、介護福祉士資格の取得方法と

しては、介護等に係る技能検定であって厚生労働省令で定めるものに合格して資格を取得するルート（以下「技能検定ルート」という。）があるが、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまで、当該技能検定として厚生労働省令として定められたものはなく、実績がないことから、この際、技能検定ルートは廃止するべきである。

- また、養成施設ルートにおいては、「厚生労働大臣の指定した養成施設」のほかに、「文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校」又は「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」において必要な知識及び技能を修得した場合にも資格を取得することができることとされているが、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」については、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまでほとんど実績がなく、また、職業能力開発校等は養成施設として厚生労働大臣の指定を受けることも可能であることから、この際、廃止するべきである。

(4) 介護現場における医療提供の在り方

- 介護福祉士制度の在り方に関する議論に関連して、介護現場における医療提供の在り方について、介護従事者がたんの吸引、経管栄養の実施等を行うことができない現状を含めて検討を行っていくべきではないか、という問題提起があった。
- この問題については、2005年（平成17年）6月の参議院厚生労働委員会における介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「介護現場における医療行為の在り方について、介護職員、介護を受ける当事者、家族及び医師、看護師等の医療関係者等の意見が反映されるような検討の場を設けること」とされているところである。
- また、介護職員による医行為については、例えば、在宅においてたんの吸引が必要な者に対する介護職員など、医師・看護職員でない者であって家族ではない者によるたんの吸引については、2003年（平成15年）及び2005年（平成17年）に、一定の場合には当面のやむを得ない措置として許容される旨の取扱いが示されている。この取扱いについては、その実施状況や療養環境の整備状況等について把握した上で、見直しについて検討することとされている。

- 本部会としては、関係部局は、この問題について速やかに検討に着手すべきであるとする。

7 実施時期

- 介護福祉士資格の取得方法の一元化に併せた教育内容の充実については、養成施設、福祉系高校等における対応に要する時間も考慮しつつも、介護福祉士の資質の確保及び向上の観点から、できる限り早期に実施することが望ましい。
- また、これまで述べてきたように資格取得体系を見直すこととすれば、
 - ・ 養成施設ルートについては、教育内容の充実後の養成課程を修了した上で、新たに国家試験を受験することとなるほか、
 - ・ 実務経験ルートについては、新たに600時間程度の養成課程を経ないと国家試験を受験することができなくなり、
 - ・ 福祉系高校ルートについては、教育内容の充実後の養成課程を修了するか、新たに9月以上の実務経験を経ないと国家試験を受験することができなくなる事となることから、資格取得体系の見直しについては、既に養成施設に入学している者等の期待権や教育機会の準備等にも配慮しつつ、実施していくべきである。

IV 介護の担い手の人材確保

- 介護の担い手の人材確保については、介護福祉士の資格を取得している者のうち、実際には就業していない者も多い現状を踏まえ、総合的な福祉人材確保対策を講じていくべきであり、引き続き本部会において審議を行い、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について、検討を行っていくこととするが、これまでに行われた議論を整理すると、以下のとおりとなる。
- 介護福祉士資格取得者には、資格取得後のOJTのほか、生涯にわたって自己研鑽し、介護の専門的な能力の向上に努めることが求められていることから、生涯を通じた能力開発とキャリアアップへの支援を行っていくことが重要である。

このため、職能団体等による資格取得後の研修の実施に向けた取組等による体制の整備のほか、介護福祉士を雇用する事業者の側においても、介護福祉士の研修機会を確保するような積極的な取組が求められる。

- また、介護職員の就労状況については、
 - ・ 全産業の平均的な離職率に比べ、離職率が高い
 - ・ 賃金の水準が業務内容に見合った水準になっていないのではないか
 - ・ 規模の小さい事業所においては、福利厚生が充実が困難である
 - ・ 仕事のやりがいや処遇等を理由に転職する者がいる一方、他分野からの転職も多い

といった特徴が指摘されている。

このため、介護労働者の雇用管理の改善、能力開発等の取組の推進、福利厚生センターの活用等による福利厚生の充実、都道府県人材センター等による無料職業紹介事業や潜在マンパワーの掘り起こし、介護業務の社会的評価の充実、優れた人材の確保・育成に重点を置いた経営モデルへの転換等に取り組んでいくべきである。

さらに、介護保険制度等の中でも介護福祉士を積極的に位置付けていくべきであり、介護報酬等において評価を行うことも含め、サービスの質に応じた評価の仕組みを構築していく観点から検討を行っていくべきである。

第2 社会福祉士制度の在り方について

I 社会福祉士制度の現状と課題

1 社会福祉士制度の現状と課題

- 社会福祉士は、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって福祉に関する相談援助を行うことを業とする名称独占の国家資格であり、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまで、約8.3万人が資格を取得している。
- 社会福祉士の主な就労先は、社会福祉施設等、社会福祉協議会等、医療機関、行政機関、独立型社会福祉事務所等となっている。
このうち、社会福祉施設等や福祉事務所における社会福祉士の任用・活用の状況についてみると、
 - ・ 介護保険事業の生活相談員等のうち社会福祉士の資格を有している者の比率は施設サービスでは約28%、在宅サービスでは約15%となっており、また、これ以外の社会福祉施設等では約6%と概して低くなっているほか、
 - ・ 福祉事務所の職員のうち社会福祉士資格を有している者の比率は、査察指導員や生活保護担当現業員で約3%となっているなど、極めて低くなっている。
- このように社会福祉士の任用・活用が進んでいない現状を踏まえると、社会福祉士に求められる役割そのものがきちんと整理されておらず、その結果として社会福祉士制度の仕組みがうまく機能していないことが考えられる。
このようなことを前提として、社会福祉士制度の課題を整理すれば、
 - ・ そもそも国民にとって社会福祉士の活動が見えにくく、社会福祉士の社会的認知度が低くなっているのではないか
 - ・ 実際の社会福祉士の養成の中で、必ずしも社会福祉士として求められる高い実践力を有する社会福祉士が養成されていないのではないか
 - ・ 社会福祉士には、生涯にわたって自己研鑽し、専門的な能力の向上に努めることが求められているが、資格取得後のOJTの仕組みのほか、能力開発やキャリアアップを支援するための研修体系等の整備が進んでいない

のではないかと
といった点を挙げるができる。

2 社会福祉士を取り巻く状況の変化

- 一方で、社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変わってきている。
- 2000年（平成12年）からの介護保険制度の施行及び2003年（平成15年）からの障害者支援費制度の施行により、福祉サービスは、行政がサービスの配分を行う措置制度から、利用者の選択と自己決定に基づいて事業者との間で契約を締結した上でサービスを利用する仕組みへと、転換が行われている。
- また、2005年（平成17年）の介護保険法の改正により、地域において包括的に高齢者を支える仕組みの中核的機能を担うものとして新たに地域包括支援センターが設けられたほか、2006年（平成18年）からの障害者自立支援法の施行により、障害者の地域生活支援がより一層強く求められてきている。
- このような社会福祉士を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後、社会福祉士に期待される地域福祉を基調とした新たな役割について、整理を行っていくことが必要である。
- その際、法律上の社会福祉士の役割、責務等の見直しについても、検討を行っていくべきである。
例えば、
 - ・ 社会福祉士に求められる専門性や担うべき役割として、家族や地域社会の福祉課題への働きかけなど、地域福祉における役割等を明示すべきではないか
 - ・ 社会福祉士が相談援助を行うに当たっての、地域の多様な福祉機関やその他の関係機関・諸団体との連携を推進する役割や、社会資源の調整や開発を行っていく役割を明示していくべきではないかといった指摘がなされているところであり、これを踏まえ、見直しについて検討を行う必要がある。

Ⅱ 社会福祉士の養成の在り方

1 社会福祉士の養成の現状と課題

- 社会福祉士の資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、国家試験の受験資格としては、大きく分けて、以下の4つのルートがある。
 - ・ 福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)を修めて卒業等して、国家試験を受験するルート(以下「福祉系大学等ルート」という。)
 - ・ 一般大学等を卒業等した後に、厚生労働大臣が指定する社会福祉士一般養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート(以下「一般養成施設ルート」という。)
 - ・ 福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業等した後に、厚生労働大臣の指定する社会福祉士短期養成施設等において6月以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート(以下「短期養成施設ルート」という。)
 - ・ 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等として5年以上の実務経験を経て、国家試験を受験するルート(以下「行政職ルート」という。)

- また、国家試験の合格率は全体で約3割と非常に低い水準にあり、これをルート別に見ると、
 - ・ 福祉系大学等ルートは約24%であり、大学等別では、80%を超える大学等から0%の大学等まで広範囲に分布していて、50%を超える大学等は14%に過ぎない一方、
 - ・ 一般養成施設ルートは約40%であり、養成施設別では、80%を超える養成施設から20%の養成施設まで分布していて、50%を超える養成施設は約45%となっているなど、大学等や養成施設別にみてばらつきが見られる状況になっている。

- 国家試験の合格率の状況のみが社会福祉士の養成における課題を徴表するものではないが、このような状況を踏まえると、福祉に関する相談援助に係る専門的な知識及び技能を有し、適切な福祉サービスの提供が可能な実践力の高い社会福祉士を養成していくことが重要とされている中で、社会福祉

士の養成における課題としては、

- ・ 教育カリキュラムについて、社会福祉士制度の施行の後、抜本的な見直しが行われておらず、その後の社会福祉士を取り巻く状況の変化を反映したものにないのではないか
- ・ 実習教育について、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていないのではないか
- ・ 福祉系大学等ルートについて、教育内容等は大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっていることから、教育内容等にばらつきが見られるのではないか

といった点を挙げるができる。

2 教育カリキュラムの在り方

(1) 教育カリキュラムの在り方

- 社会福祉士を取り巻く状況の変化の中で、地域を基盤とした相談援助、サービスの利用支援、新しい行政ニーズの対応等の分野において、新たに社会福祉士が役割を担っていくことが期待されている。
- このため、社会福祉士の養成に係る教育カリキュラムについても、例えば、権利擁護のための法知識、ケアマネジメント、就労支援、組織運営・管理や経営、福祉計画等に関する知識及び技能を修得することが可能となるよう、見直しについて検討していくべきである。
具体的には、介護福祉士の教育カリキュラムと同様に、社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームを設置し、早急に検討を進めていくべきである。
- その際には、現在、一般養成施設ルートにおける養成課程の教育時間数は1,050時間とされているが、1年以上とされている修業年限を前提としつつ、新たな分野の追加等についても検討を行って、最大1,200時間程度までの範囲内での時間増も視野に入れつつ、検討を行っていくべきである。
また、福祉系大学等ルートにおいても、一般養成施設ルートにおける教育カリキュラムの見直しの内容を踏まえ、指定科目名の見直しについても、検討を行っていくべきである。

このほか、介護福祉士制度と同様に、国家試験の在り方についても、専門

家・実践者による作業チームの検討事項として、検討を行っていくべきである。

- なお、教育カリキュラムについては、今回の見直しの後においても、社会福祉士に期待される役割の変化のほか、新教育カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況、福祉現場における状況、資格取得後の研修等の受講状況等を踏まえ、今後、定期的に見直しを行っていくこととするべきである。

(2) 実習の在り方

- 一般養成施設ルート及び短期養成施設ルートにおいては、実習に係る時間数、教員要件、実習指導者要件、施設設備要件等について基準が設定されている一方、実習の内容については、その目的や留意点は定められているものの、具体的な内容に関する基準は設定されていない。

その結果、実際に行われている実習においては、介護業務の補助や施設見学に過ぎないようなものなど、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていない事例も、少なからず見受けられる。

また、福祉系大学等ルートにおいては、上記のような基準が適用されておらず、実習内容等は大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっている。

このほか、国家試験の合格率が約3割と低い水準に留まっていることから、実習が実際の社会福祉士資格の取得に必ずしも活かされていないという現状が指摘されている。

- ついては、実践力の高い社会福祉士の養成を確保していく観点から、以下のような形で実習の質の担保及び標準化を図っていくべきである。

- ① 社会福祉士としての技能を修得するために必要となる実習の必須事項について検討し、教育カリキュラムの見直しに併せてこれを明示するとともに、典型的な実習モデルを提示できるよう研究を進めていくべきである。

- ② 実習指導体制については、

- ・ 実習担当教員について、社会福祉士資格を有する者であることや実習担当教員として必要な知識及び技能を修得するための研修を受講した者であることを要件とする方向で検討するべきである。
- ・ 実習受入れ施設の実習指導者について、実習指導者の指導力の向上及

び実習指導の標準化を図る観点から、研修の充実を図っていくべきである。

③ 実習の対象となる施設や事業については、独立型の社会福祉士事務所など、その範囲の拡大について検討するべきである。

○ 実習の質の担保及び標準化のためには、まずは、社会福祉士が、①利用者からの相談に応じ、その内容についてアセスメントして、利用者の自己決定に基づくサービス利用を自ら支援する役割、②関係する様々な専門職や事業者その他の社会資源を利用して、利用者の自立した日常生活を支援する役割、③社会資源の調整・開発やネットワーク形成など、地域福祉の推進に働きかける役割など、社会福祉士の担うべき役割について整理を行った上で、実習内容の充実のための上記の見直しを行うべきであり、このような見直しが着実に実施される見通しを立てた上で、実習時間数の在り方についても検討することとするべきである。

その際には、実践の現場と教育の現場とを乖離させない観点から、実習時間数を拡充する方向で検討するべきとの指摘があったことも考慮して、検討を行っていくべきである。

○ 上記のほか、実習については、以下のような見直しを検討するべきである。

- ・ 福祉系大学等ルートにおける実習についても、一般養成施設ルート及び短期養成施設ルートにおける実習と同様の基準を設け、実習教育の質を制度的に担保していくべきである。
- ・ 適切な実習指導を行っている施設に対して社会的な評価が高まるような配慮や、実習指導に対する取組を評価・支援していくような施策について研究を進めていくべきである。
- ・ 通信課程の実習時間数が昼間課程及び夜間課程の実習時間数の半分となっている現状についても、この際改め、原則として同等の時間数とするべきである。

3 それぞれの資格取得ルートの在り方

(1) 福祉系大学等ルート

○ 福祉系大学等ルートについては、指定科目の科目名が規定されているのみ

で、教育内容、時間数等については福祉系大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっていることから、これらについて基準が設定されている一般養成施設ルート及び短期養成施設ルートと比較して、教育内容、時間数等にばらつきが見られる、という指摘がある。

- 実践力の高い社会福祉士の養成を確保していく観点からも、国家試験では評価が難しい実習・演習系の指定科目については、福祉系大学等ルートにおいても、教育内容、時間数等について新たに基準を課し、実習・演習教育の質を制度的に担保していくことを検討するべきである。

(2) 行政職ルート

- 行政職ルートは、4つの資格取得ルートの中で唯一、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等としての実務経験のみをもって、国家試験の受験資格が付与されるルートであるが、特に社会福祉士として必要な技能について、体系的に修得する機会が確保されていないのではないか、という指摘がある。

- ついては、現在、5年以上の実務経験をもって国家試験の受験資格が付与される仕組みを改め、4年以上の実務経験を経た後に6月以上の養成課程を経て、実習・演習等の科目を履修した上で、国家試験を受験する仕組みとすることを検討するべきである。

(3) 社会福祉主事としての任用資格を有する者による社会福祉士資格の取得の取扱い

- 社会福祉主事としての任用資格を有する者の中には、既に社会福祉に関する基礎知識や実務経験を一定水準以上有していると考えられる者もいることから、社会福祉士資格の取得に当たり一定の配慮を行うことで、社会福祉専門職としてのスキルアップを促すことが求められているのではないか、という指摘がある。

- 社会福祉主事としての任用資格を有する者のうち、社会福祉主事養成機関の課程を修了した後、2年以上の実務経験を有する者については、既に社会福祉に関する基礎的知識及び技能をもって、福祉に関する相談援助を行って

いるものであると評価することができることから、6月以上の養成課程において必要な知識及び技能を修得すれば、国家試験の受験資格が付与される仕組みとすることを検討するべきである。

- なお、社会福祉主事については、大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者が資格を取得することができる仕組み等に関連して、その在り方について問題提起がなされている。これについては、福祉事務所の在り方の問題と関連させて、今後、検討を行っていくべきである。

4 実施時期

- 福祉系大学等ルートにおける実習・演習の質の担保に係る措置や教育カリキュラムの見直し等については、福祉系大学等や養成施設における対応に要する時間も考慮しつつも、実践力の高い社会福祉士の養成・確保の観点から、できる限り早期に実施することが望ましい。
- 行政職ルートにおいて新たに養成課程を経なければならないこととする措置については、行政職ルートにある者の期待権や教育機会の準備等にも配慮しつつ、実施していくべきである。
また、社会福祉主事としての任用資格を有する者による社会福祉士資格の取得の取扱いの見直しについては、教育機会の準備の観点を考慮しつつも、できる限り早期に途を開く観点から実施していくことが望ましい。

Ⅲ 社会福祉士の任用・活用の在り方

- 社会福祉士を取り巻く状況の変化の中で、今後、社会福祉士がサービスを担っていくことが期待されている分野としては、
 - ・ 地域包括支援センター、生活保護における自立支援プログラム、障害者に対する相談支援事業等の地域を基盤とした相談援助
 - ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等におけるサービスの利用支援
 - ・ 地域福祉計画の策定等の新しい行政ニーズへの対応等の分野が挙げられる。
- 社会福祉士の専門的な知識及び技能が福祉現場において必ずしも十分に発揮されていない状況を改善していくためには、社会福祉士の任用・活用を

促進するための方策について、行政、社会福祉事業等の経営者、養成施設等及び職能団体のそれぞれが、積極的な役割を担っていくことが求められている。

- 行政においては、社会福祉士制度について国民の理解を深めるような取組を行っていくほか、福祉行政や福祉現場における任用の拡大のため、任用要件の見直し等について検討していくべきである。

具体的には、

- ・ 福祉行政における任用を推進するため、児童福祉司の場合と同様に、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける方向で検討するべきである。
- ・ また、福祉の現場における任用を推進するため、福祉サービスを担う施設長、生活指導員等の任用要件についても、福祉事務所職員の任用資格である社会福祉主事の要件とは別個のものとして、福祉サービスの質の向上やサービスマネジメントの観点から見直しを行うことが考えられる。その際には、社会福祉士や介護福祉士として福祉の現場に従事している者のキャリアパスも念頭に置くことが重要である。

- 社会福祉事業等の経営者においては、実践力の高い社会福祉士の養成に係る実習施設としての取組に加え、社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップのための研修機会の確保など、積極的な支援を行っていくべきである。

- 養成施設等においては、先に述べたような実践力の高い社会福祉士の養成に取り組んでいくべきである。

- 職能団体においては、

- ・ 社会福祉士が行っている福祉に関する相談援助の活動を広く国民に積極的に広報し、社会福祉士の活動に係る社会的認知を高める
- ・ 実際の福祉現場における社会福祉士による様々な実践の事例を集積し、分析・評価を行うとともに、これを福祉現場にフィードバックしていくことで、社会福祉士の活動のレベルアップを図る
- ・ 実際の福祉現場において活動している社会福祉士に対して、それらの活動を行っていく上で必要となる専門的な支援、助言、指導等（コンサルテーション）を行う

- ・ 社会福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップを支援していくため、資格取得後の体系的な研修制度の一層の充実を図るとともに、より専門的な知識及び技能を有する社会福祉士を専門社会福祉士（仮称）として認定する仕組みの検討を行う
- といった取組を進めていくべきである。

第3 終わりに

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度については、1988年（昭和63年）の制度施行の後18年間、抜本的な見直しは行われてこなかったが、その間に、介護や社会福祉を取り巻く環境は大きく変化してきている。
- 時代の要請に早急に対応するためにも、厚生労働省においては、本意見書を踏まえ、介護福祉士及び社会福祉士の養成の在り方を中心として、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の見直しに早急に取り組んでいくべきである。
- 介護福祉士及び社会福祉士の資格取得体系については、まずは今回の改革を着実に実施していくことが重要であるが、さらに、教育カリキュラムの見直しに係る検討状況のほか、新しい資格取得体系の実施後の状況を踏まえ、必要に応じて更なる見直しについて検討を行っていくことが考えられる。
- その際には、福祉サービスが、措置制度による「提供者本位」の仕組みから、契約に基づく「消費者本位」の仕組みへと転換が図られていることを踏まえつつ、消費者の視点から検証を行っていくことが求められる。
具体的には、利用者やその家族の視点からみて高い満足やQOL、安全が実現されているかについての評価を踏まえつつ、それが資格取得体系にきちんと反映されているかどうかという観点から検証を行っていくことも必要である。

社会保障審議会福祉部会開催経過

【平成18年 9月20日】

- 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の現状や「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書について報告を受けた後、自由討議。

【平成18年10月25日】

- 自由討議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に係る論点に沿って審議。

【平成18年11月20日】

- これまでの審議の結果を踏まえ、介護福祉士制度及び社会福祉士制度に係る見直しの方向性に沿って審議。

【平成18年12月 4日】

- 「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見（案）」に沿って審議。

介護福祉士制度の概要

1 経緯及び概要

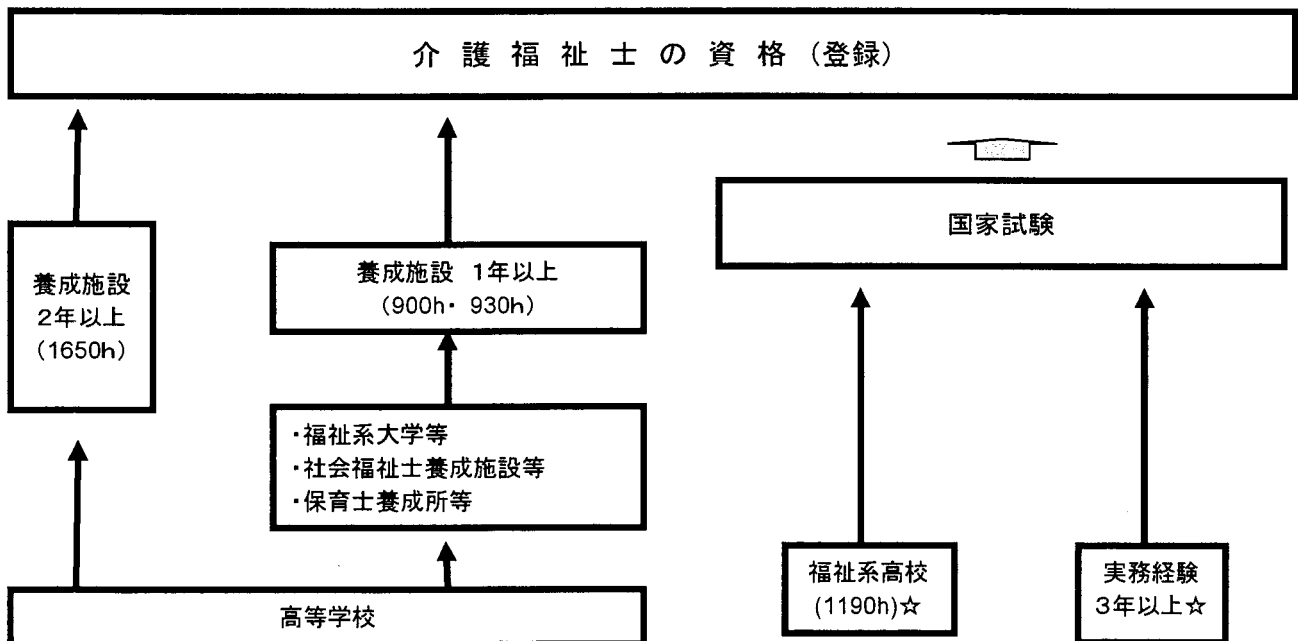
1987年(昭和62年)3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」(意見具申)に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」が第108国会において1987年(昭和62年)5月21日成立、同5月26日公布された。

2 定義

介護福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」をいう。

3 資格取得方法

- ①養成施設ルート：厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在409校487課程、入学定員27,105人)
- ②実務経験ルート：3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
- ③福祉系高校ルート：福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法
(2005年度(平成17年度)187校)



☆：実技試験有り。なお、介護技術講習修了者は、実技試験免除。

4 介護福祉士国家試験の概要

○形態

- ・年1回試験（第1次試験（筆記試験）、第2次試験（実技試験））
- ・筆記試験については1月下旬、実技試験については3月上旬に実施。
なお、実技試験について、介護技術講習（介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習）を修了した者に対して実技試験を免除する制度を2005年度（平成17年度）から導入。

2005年度（平成17年度）介護技術講習修了者：約3.5万人

○試験の実施状況（2006年（平成18年）実施の第18回試験結果）

受験者数	約13.0万人、	合格者数	約6.1万人（合格率約47%）
うち、実務経験	約12.1万人、	うち、実務経験	約5.6万人（合格率約46%）
福祉系高校	約0.9万人、	福祉系高校	約0.5万人（合格率約55%）

5 介護福祉士資格の取得状況

○資格取得者数（累計）

	約54.8万人
うち、養成施設ルート	約20.6万人（約37%）
実務経験ルート、福祉系高校ルート （2006年（平成18年）10月末現在）	約34.2万人（約63%）

○2006年度（平成18年度）資格取得者数

	約8.0万人
うち、養成施設ルート	約2.0万人（約25%）
実務経験ルート	約5.6万人（約70%）
福祉系高校ルート	約0.5万人（約5%）

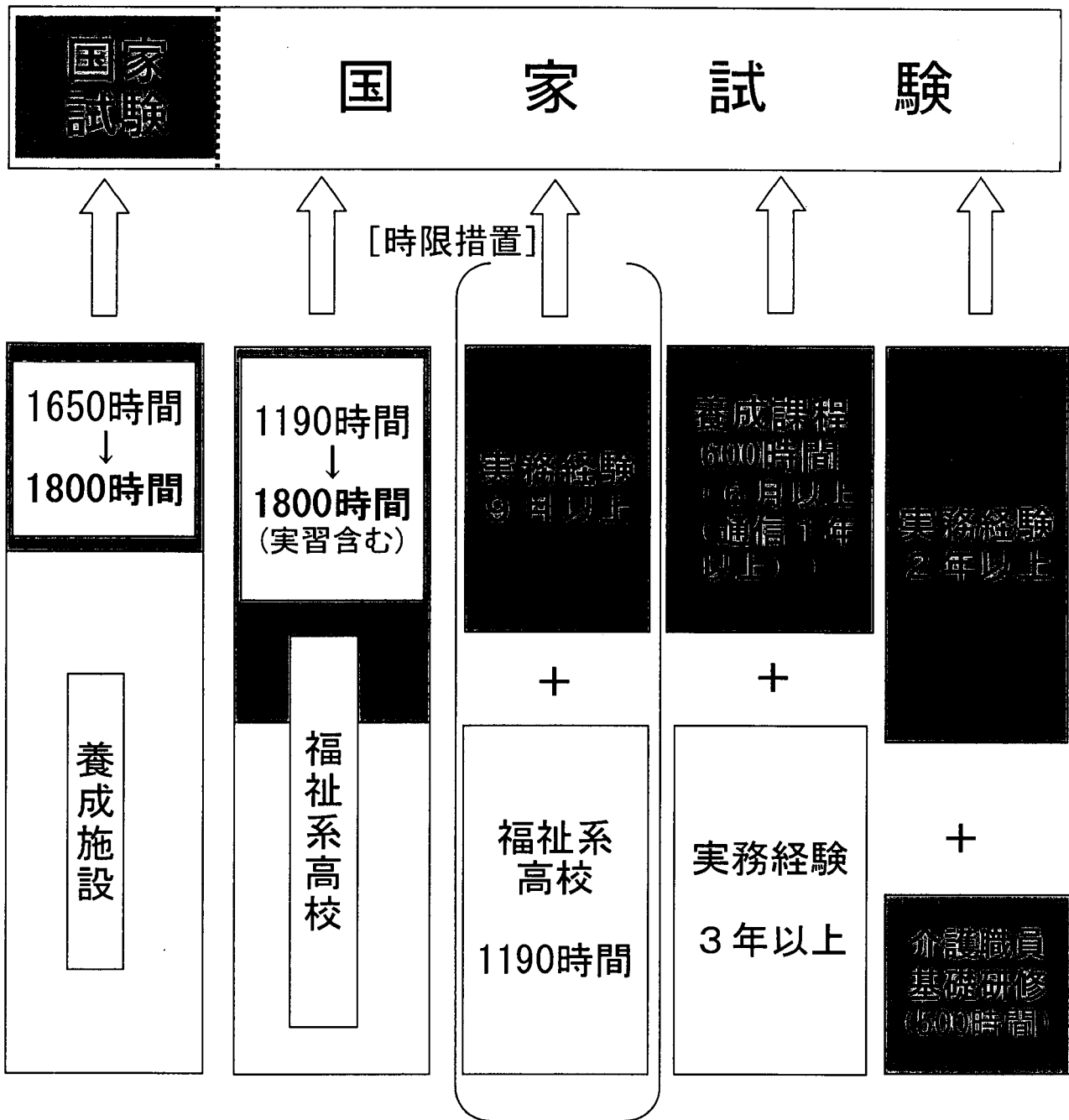
6 介護福祉士の任用・活用状況

○介護保険事業での介護職員に占める介護福祉士の割合

- ・施設サービス 約4割
- ・在宅サービス 約2割

○介護保険事業以外での介護職員に占める介護福祉士の割合 約24%

介護福祉士資格の取得方法の見直しの全体像



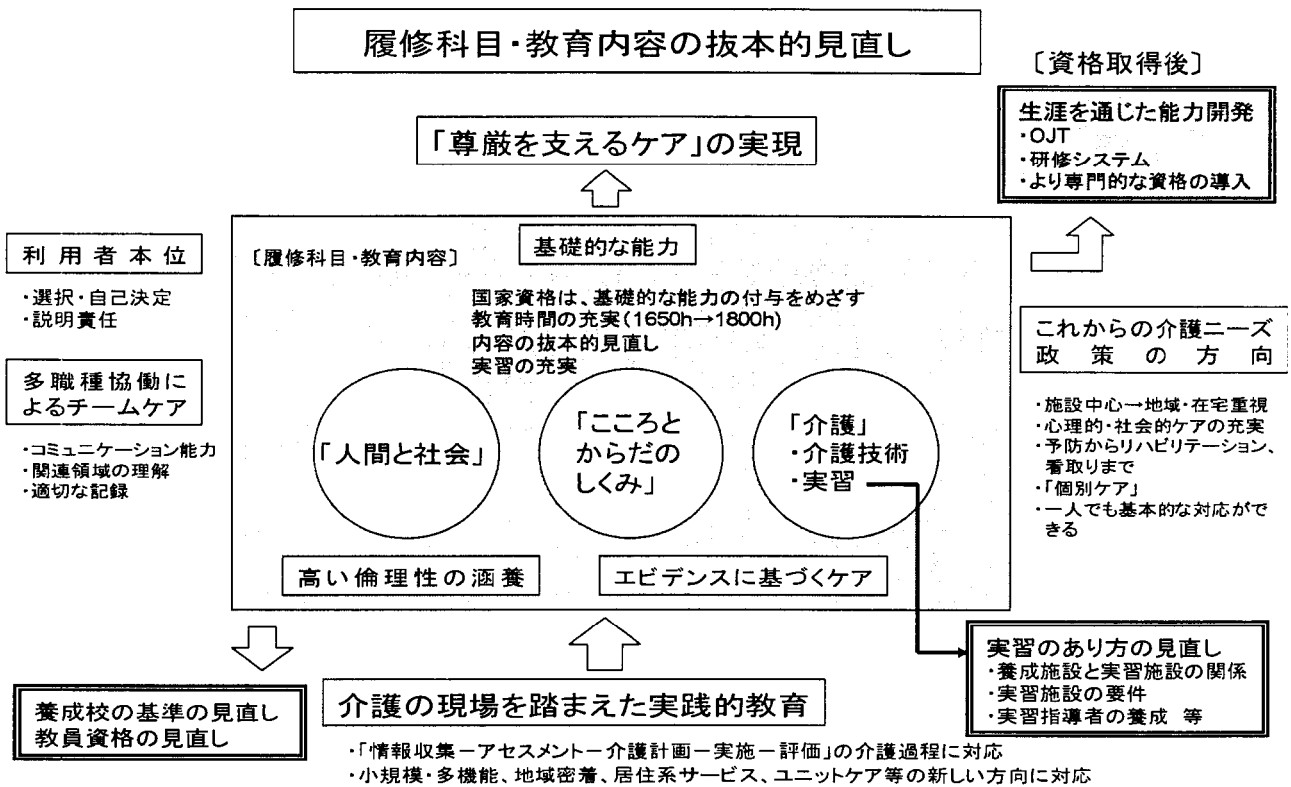
○教育内容を充実
○新たに国家試験を受験する仕組み

○教育内容を大幅に充実
○養成施設と同等水準の教育の担保のため
・教育内容、教員要件等の基準を課す
・文科大臣・厚労大臣による指導監督

理論的・体系的に必要な知識・技能を学ぶための新たな養成課程を課す

あらかじめ理論的・体系的に必要な知識・技能を学んでいる者のためのルートを新設

介護福祉士の教育カリキュラムの見直し



[参考] 作業チームの「中間まとめ」における新カリキュラム案

新) 2年養成課程	1800	新) 福祉系大学・社会福祉士養成施設等	1,080	新) 保健士養成施設等	1155	新) 養成課程6ヶ月	600	(参考) 介護職員基礎研修	500		
科目	時間数	科目	時間数	科目	時間数	科目	時間数	科目	時間数		
人間と社会の理解	人間の尊厳と自立			人間の尊厳と自立		人間の尊厳と自立	15	生活支援の理念と介護における尊厳の理解	30		
	人間関係とコミュニケーション	30以上		人間関係とコミュニケーション		人間関係とコミュニケーション	15				
	生活と福祉	15以上		生活と福祉		生活と福祉					
	社会保障制度概論	15以上		社会保障制度概論		社会保障制度概論					
	介護保険制度と障害者自立支援制度	15以上		介護保険制度と障害者自立支援制度	15	介護保険制度と障害者自立支援制度	30	老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解	30		
	介護実践に關する理解	15以上		介護実践に關する理解		介護実践に關する理解					
	小計	60以上		小計	15	小計	30	小計	60		
	※上記必修科目のほか、選択科目										
	小計	240									
	介護技術	介護概論	180	介護概論	90	介護概論	120	介護概論	90	介護職員の倫理と職務	30
コミュニケーション技術		60	コミュニケーション技術	30	コミュニケーション技術	30	コミュニケーション技術	30	介護におけるコミュニケーションと介護技術	90	
生活援助技術		300	生活援助技術	300	生活援助技術	300	生活援助技術	300	介護における社会福祉援助技術	30	
介護過程		150	介護過程	60	介護過程	60	介護過程	60	生活支援と家事援助技術	30	
介護総合演習		120	介護総合演習	90	介護総合演習	60	介護総合演習	120	生活支援のためのアセスメント計画	30	
小計		1260	小計	930	小計	930	小計	330	小計	210	
こころとからだのしくみ		発達と老化の理解	60	発達と老化の理解	30	発達と老化の理解	60	発達と老化の理解	30	介護実習	140
		認知症の理解	60	認知症の理解	30	認知症の理解	60	認知症の理解	30	小計	140
		障害の理解	60	障害の理解	30	障害の理解	30	障害の理解	30	認知症の理解	30
		こころとからだのしくみ	120	こころとからだのしくみ	60	こころとからだのしくみ	60	こころとからだのしくみ	120	老人、障害者等の疾病、障害等に關する理解	30
	小計	300	小計	150	小計	210	小計	210	医療及び看護を提供する者との連携	30	
	合計	1800	合計	1080	合計	1155	合計	600	合計	500	

福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒業ルート
保健士養成施設等卒業ルート
実務経験ルート

社会福祉士制度の概要

1 経緯及び概要

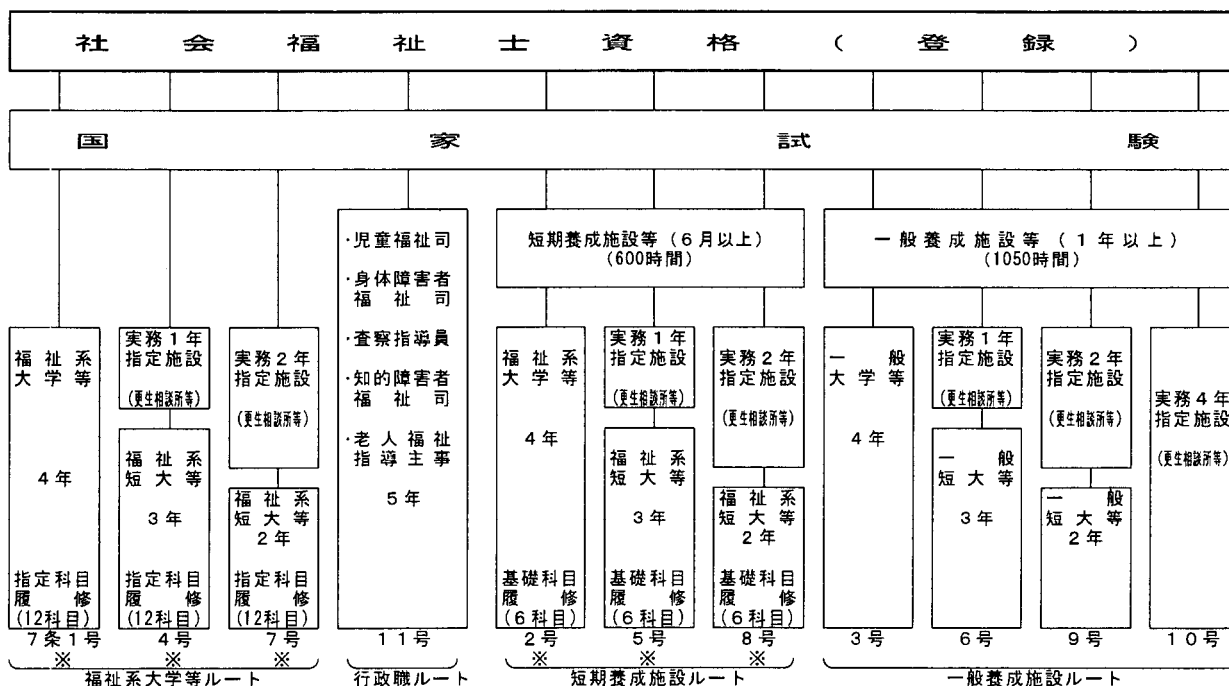
1987年(昭和62年)3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」(意見具申)に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)」が第108国会において1987年(昭和62年)5月21日成立、同5月26日公布された。

2 定義

社会福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」をいう。

3 資格取得方法

- ①福祉系大学等ルート：福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業等して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)5月現在263校)
- ②一般養成施設ルート：一般大学等を卒業等した後に、厚生労働大臣が指定する社会福祉士一般養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在44校56課程、入学定員8,676人)
- ③短期養成施設ルート：福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業等した後に、厚生労働大臣の指定する社会福祉士短期養成施設等において6月以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート
(2006年(平成18年)4月1日現在1校1課程、入学定員200人)
- ④行政職ルート：児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等として5年以上の実務経験を経て、国家試験を受験するルート



※ 時間数、授業内容、教員要件等の規制無し。

4 社会福祉士国家試験の概要

○形態

年1回の筆記試験（1月の下旬に実施）

○試験の実施状況（2005年度（平成17年度）実施の第18回試験結果）

受験者数	約4.4万人、	合格者数	約1.2万人（合格率約28%）
うち、福祉系大学等ルート	約3.3万人、	うち、福祉系大学等ルート	約0.8万人 （合格率約24%）
一般養成施設ルート	約1.1万人、	一般養成施設ルート	約0.4万人 （合格率約40%）
短期養成施設ルート	0人、	短期養成施設ルート	0人 （合格率 0%）
行政職ルート	83人、	行政職ルート	43人 （合格率約52%）

5 社会福祉士資格の取得状況

○資格取得者数（累計） 約8.3万人（2006年（平成18年）10月末現在）

○2006年度（平成18年度）資格取得者数	約1.2万人
うち、福祉系大学等ルート	約0.8万人（約65%）
一般養成施設等ルート	約0.4万人（約35%）
短期養成施設ルート	0人（0%）
行政職ルート	43人（約0%）

6 社会福祉士の任用・活用の状況

○介護保険事業での生活相談員等に占める社会福祉士の割合

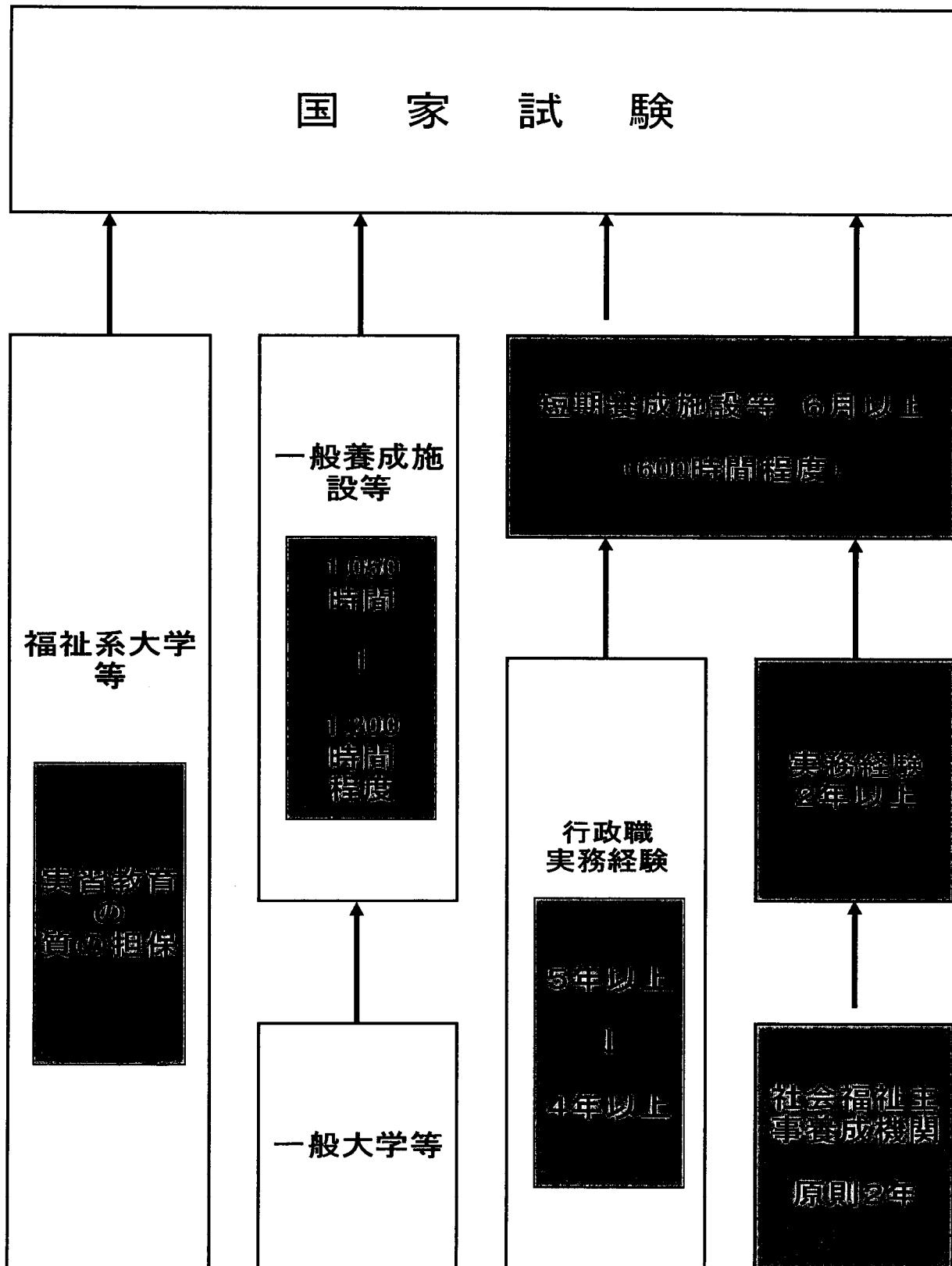
- ・施設サービス 約28%
- ・在宅サービス 約15%

○社会福祉施設等での生活相談員等に占める社会福祉士の割合 約6%

○福祉事務所職員の職員に占める社会福祉士の割合

査察指導員や生活保護現業担当員で約3%

社会福祉士資格の取得方法の見直しの全体像



社会保障審議会福祉部会議事録

- 1 日時：平成18年11月20日（月）9：58～12：14
- 2 場所：厚生労働省7階専用第15会議室
- 3 出席委員：岩田部会長、石原委員、石橋委員、井部委員、江草委員、小島委員、京極部会長代理、鴻江委員、木間委員、駒村委員、白澤委員、高岡委員、鶴委員、中島委員、福田委員、堀田委員、村尾委員、森委員

欠席委員：なし

4 議事

- (1) 介護福祉士制度の見直しについて
- (2) 社会福祉士制度の見直しについて

5 審議の内容

○岩田部会長

ちょっと時間が早いんですけども、皆様おそろいですので、ただいまから「社会保障審議会福祉部会」を開催いたします。

まず、本日の委員の出欠状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○矢崎総務課長

おはようございます。総務課長でございます。本日の委員の出欠状況について御報告いたします。本日は、全員御出席いただいております。

なお、本日は介護福祉士制度の見直しの議論に関連いたしまして、福祉系高校に係る議論もあることから、文部科学省初等中等教育局の嶋貫参事官にも御出席いただいております。

○嶋貫参事官

嶋貫でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○矢崎総務課長

また、本日御審議を始めていただく前に、私の方から前回の議論を含め、当部会におきますこれまでの主な御指摘を整理したものを御用意させていただいておりますので、まずその説明をさせていただきます。

お手元の資料1「これまでの議論における主な指摘」をごらんいただきたいと思います。

1ページ「介護福祉士制度の見直し関係」でございます。これは前日も議論の整理をしたものを outs させていただきましたが、前回の10月25日の部会での御議論の部分を加筆修正しております、その分についてはアンダーラインをしているものでございます。

2ページ、介護福祉士の論点が幾つかございますが「2 専門資格としての介護福祉士の養成の在り方」ということで、下の方の○2つでございますが、高校の問題につきまして、高校を卒業した後に2年以上の専門教育を受けて国家試験を受験する仕組みとすべきではないかという議論が前々回ございまして、それに関連しまして、前日も御議論があったところでございます。

一番下の○の方でございますが、多様な人材がいるということは、利用者やその家族からしても意義深いことではないか、また、前回、福祉系高校サイドからプレゼンテーションしていただきましたが、その中で福祉系高校が教育内容の充実をするという決意を持って望むなら、そういったル

ートの確保も大事ではないかという御意見がございました。

3ページですが、まずは資格取得ルートに国家試験を課すことにする、そういった中で、福祉系高校ルートについても、教育内容の充実に取り組んでもらうことが必要ではないかといった御意見です。

更にその下の○でございますが、教育レベルを統一した上で、多面的な資格取得のルートを設けるという考え方、その場合には、時間数だけではなくて、教員の質の確保も重要であり、福祉系高校についても教員の質の確保などの観点からの規制を課していくことを検討していくべきではないかといった御議論がございました。

「3 介護福祉士の役割」ということでございますが、1つ目の○で、求められる介護福祉士像を12項目提示させていただきましたが、これを実現するための教育カリキュラムを検討していくべきではないかとの御意見です。

更に、従来は、いわゆる身体三大介護、入浴、排泄、食事といったものが中心でございましたが、それだけではなくて、多様性に対応できる学問的知識・技術を修得できるような教育内容を検討していくべきではないかといった御意見です。

更に、現場における実習の量と質の確保が大事であり、事故の事例からも学習していくことが必要ではないかという御議論がございました。

4ページですが、身体介護以外のその他の介護の比重が大きくなっているという観点から、医療関係者だけではなく福祉関係者との連携も必要ではないかといった御意見です。更に、医行為との関係で、介護従事者がし得る医行為についても、いろんな検討が必要ではないかといった御意見がございました。

「4 介護の担い手の人材確保」ということでございますが、2つ目の○で、実務経験豊かなホームヘルパーなどが、仕事をしながら介護福祉士を取得できるような道を充実することが必要ではないかとの御意見です。

資格取得後のキャリアアップについては、事業者の支援が必要ではないか、いわゆる専門介護福祉士については、前向きに取り組んでいく必要があるのではないかと、更にそういった介護福祉士の質の向上という観点から、介護報酬上の評価を議論していく必要があるのではないかとといった御意見がございました。

5ページ以降が「社会福祉士制度の見直し関係」でございますが、これも同様に前回の議論の部分を加筆修正してアンダーラインをしているものでございます。

6ページ「1 求められる社会福祉士像」ということでございます。2つ目の○で、地域包括支援センターが発足しまして、ここでの積み重ねが大事である、これが、地域福祉にとって重要ではないかとの御意見です。更に、社会福祉士につきましては、現場のネットワークを受け持つ役割、更には資源開発・資源調整といった側面もはっきり打ち出していくべきではないかといった御意見がございました。

「2 社会福祉士の養成課程の課題」でございますが、一番下の○で、社会福祉士につきましては、質の高い実習が欠かせないのではないかと、また、そういった質の高い実習施設というものについて、施設側にとっても1つのステータスがあるような仕組みを検討していくべきではないかといった御意見がございました。

7ページですが、大学関係でございますが、教育内容につきましては、特に実習については評価

の仕組みをできるような一定の要件を課す必要性が考えられるのではないかといった御意見がございました。

「3 社会福祉士の任用・活用における課題」ということで、介護福祉士と同様に社会福祉士についても魅力と働きがいのある職場づくりについて検討していくべきではないかといった御議論がございました。

以上でございます。それでは、部会長、よろしく願いいたします。

○岩田部会長

2つの資格制度について、かなり短時間に議論しており、皆様方にはかなり複雑な御議論をお願いしておりますけれども、これまでの経過については、今、事務局の方から御説明いただいたような形でまとめられるのではないかと思います。

今日の議事は、2つの資格制度について、それぞれもう少し議論を進めてまいりたいと思います。まず、議題1は介護福祉士制度の方でございます。この見直しに関連しまして、教育カリキュラムの見直しについて、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直し作業チームというものを作って、中間的なとりまとめができています。それをまず御説明いただきたいと思います。

それでは、どうぞ。

○石原介護技術専門官

それでは、御説明させていただきます。お手元の資料2-1、資料2-2をご用意ください。

資料2-1でございますが、こちらが今、部会長からも御紹介いただきました「介護福祉士養成課程における教育内容等の見直し作業チーム」の中間まとめでございます。この資料2-1の一番後ろに、この作業チームの名簿をお付けしております。この福祉部会でも堀田委員、井部委員、江草委員には御尽力いただいております。厚く御礼申し上げます。

さて、この作業チームでございますが、介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書を受けまして、9月から検討を進めてまいりました。

資料2-2、こちらは参考資料として本日お持ちしましたが、科目やカリキュラムを議論していただくときに、その詳細な教育内容もある程度共有していないと議論ができないということで、イメージをつかむために作成したものでございまして、この資料2-2にあります教育内容の中身につきましても、今後ともこの作業チームで練っていくという位置づけでございます。

それでは、時間の都合もありますので、資料2-1に沿って、ポイントを絞って御説明させていただきます。

まず目次でございますが、1につきましては、2年課程1,800時間のカリキュラムです。教育内容の骨子として柱が3つございます。「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」それぞれの領域の科目についてご説明します。

そしてその後はこの2年課程以外の課程としまして、福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒業ルート、保育士養成施設等卒業ルートの1年課程がございますので、そのカリキュラム案。

そして、今回実務経験3年のルートにも養成課程を賦課するというので、実務経験3年のルートのカリキュラム案をお示ししております。

そして5番に、その他関連事項としまして、この作業チームから教育内容の見直しに係る指摘事項とされた事項を随時挙げております。

1ページですが、ここからが「2年課程のカリキュラム案」でございます。7月にとりまとめら

れました報告書の指摘事項の抜粋事項を、まず最初に基本的考え方としてお示しし、その後、随時今回のチームで検討された内容について、示しております。

それでは、報告書からの抜粋部分については割愛させていただきまして、2ページをお開け下さい。この資料は、左が現行のカリキュラム、右が今回作業チームで議論されましたカリキュラム案で、1,650時間を1,800時間へ増やし、「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」それぞれ必要な時間数をお示しております。

これらにつきましては、それぞれ御説明させていただきたいと思っております。

3ページ、まず「教育内容の骨子」でございますけれども、「人間と社会」につきましては、時間数240時間ということで、基本的な構成として必修科目と選択科目で構成されております。

4ページ、必修科目と選択科目の2番目の○でございますけれども、240時間以上とするということで、必修時間は最低120時間以上ですが、この必修時間をもって、この240時間すべてを消化することも可能としております。

この必修時間120時間につきましては、大きく2つの柱がございます。アとして「人間の理解」分野、これは60時間以上で、中身2つの科目で「①人間の尊厳と自立」（計30時間以上）「『人間の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における論理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習』と、このようにそれぞれの科目につきまして御説明を加えております。

もう一つの科目としまして、30時間以上で「②人間関係とコミュニケーション」として挙げております。

イのもう一つの柱「社会の理解」の分野でございますが、こちらについても合計60時間以上で、それぞれの科目について15時間以上と定めております。

「①生活と福祉」、「②社会保障制度総論」、「③介護保険制度と障害者自立支援制度」、「④介護実践に関連する諸制度」。

以上、4つの科目で構成されております。

そして、先ほど申し上げました選択科目で、最大で120時間をこちらの選択科目に充ててもよいということですが、6分野を示しております。現行カリキュラムでは、そもそも基礎科目では、体育とか音楽とか何の縛りもありませんでしたけれども、介護福祉士の養成課程ということなので、内容を限定したらいいのではないかとということで、①～⑥の6領域についてお示しております。

6ページ「介護」です。「介護技術」と「実習」で構成されております。

7ページ、時間数でございますが、講義、演習を中心とします介護技術の時間でございますが、こちらが810時間。そして実習は450時間ということで示しております。

基本的構成としまして、まず介護技術の講義、演習の部分でございます。

①介護概論（180時間）、②コミュニケーション技術（60時間）、③生活援助技術（300時間）、④介護過程（150時間）、⑤介護総合演習（120時間）というふうになっております。

現行のカリキュラムと比べますと、今までは他の分野の科目、例えば、社会福祉論、医学、レクリエーション、家政学等が列記されていた現行のカリキュラムでございますが、介護というくりでくくっているところが、新しく中心となる介護の分野でございます。一つひとつの科目の時間数は多くなっておりますけれども、このようにくくったところが大きな改正かと思われま

す。実習につきましては、現行の450時間と同じ時間数でございます。これも、作業チームの中でも、

実習施設の確保が難しい、あるいは実習の内容についてもう少し充実するべきではないかという御意見も多数あります。現行の時間数はこのままということですが、内容について充実しようということで、こちらに書かれておりますとおり、実際の対象者について介護過程を展開して、ほかの科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を取得する学習。居宅や施設などにおける実際の介護サービスの提供における、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とされております。

9ページ「こころとからだのしくみ」でございますが、こちらの分野も、あくまでも介護実践に資するために、介護の分野の科目を、その根拠となる内容を学習するような位置づけになっております。時間数としては、300時間でございます、基本構成としては4つの科目に分けております。

①発達と老化の理解（60時間）、②認知症の理解（60時間）、③障害の理解（60時間）、④こころとからだのしくみ（120時間）というふうにされております。

この「こころとからだのしくみ」につきましては、介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習としまして、介護技術のそれぞれの項目と一致した形で、提供する技術の根拠となる知識を学習するような構成になっております。

11ページ、ここからは2年課程以外の課程でございます。先ほど申し上げました社会福祉士の養成施設の卒業ルート、保育士の養成施設の卒業ルートの方が、その後1年この課程を経て介護福祉士になれるというルートでございますが、こちらにつきましては、それぞれの課程の中で学習している内容を踏まえまして、それぞれのカリキュラムを今回の1,800時間に合わせて作成したということです。

時間数でございますが、福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒業ルートにつきましては、900時間から1,080時間ということで180時間の増。保育士養成施設等卒業ルートにつきましては、930時間から1,155時間ということで225時間の増とします。

基本的構成については、それぞれの保育、社会福祉士の養成課程の科目の中で、どのようなところを賦課したかということが書かれております。

こちらのルートにつきましては、13ページを開いていただきますと、横表でございますけれども、一番左に2年課程を参考に挙げております。そして、それぞれ社会福祉士の養成課程の卒業のコース、保育士の養成卒のコースと、現行と新しいカリキュラムとを並べて書いております。並べて書いてありますけれども、もともとの1,800時間がかかなり抜本的に見直されておりますので、もう少し詳細にその参考となる資料として、14、15ページに、参考資料1、2として、それぞれの社会福祉士養成課程と保育士の養成課程のカリキュラムからの展開についてお示しさせていただいております。

16ページにまいりたいと思いますが、こちらは今まで養成課程を経ていなかった「実務経験3年ルートのカリキュラム案」でございます。こちらの基本的な考え方としましては、2年課程のカリキュラムを基本として、3年間の実務経験を評価した教育内容、時間数とするのがどうか。

介護の現場で働きながら学習することも配慮するべきではないかということでした。

時間数としては、600時間。これは通例では通信でもしされるということであれば、1年程度の課程になるような時間数でございます。

基本的構成につきましても、それぞれ社会人としての経験や実務の経験を踏まえて、どういう点

を何時間にするかということが書いてあります。

3番目の○でございますが、実習については免除するというのですが、こちらは新しく新卒ルートで養成校に入る方々と違って、実務の経験がございますので、介護過程の科目の中で事例検討が可能であり、実習を免除する代わりにこのような事例検討ですとか、実務に関する課題学習などをやっていったらどうかということでございます。

「介護」や「こころとからだのしくみ」の根拠となる講義・演習につきましては、あまり時間数を減らさないでしっかり学習するような構成になっております。

こちらのカリキュラムにつきましては、17ページにお示しさせていただいておりますけれども、左に2年課程の1,800時間を参考に載せておりますが、真ん中の列が実務3年のコースに賦課する6か月の養成課程コースでございます。そして、一番右側ですけれども、参考としまして、ヘルパーの養成、今回500時間の介護職員基礎研修というものがスタートしますが、こちらのカリキュラムを参考にお示ししております。

18ページ、今、御説明させていただきました「各ルートのカリキュラム案」ということで列記させていただいております。

19ページ、こちらの方は今日の本体の資料の中にも既に盛り込んでいますけれども、このカリキュラムの改正の議論の中で、関わる関連事項として問題提起のあった事項でございます。7個あります。

1つ目は、実務ルートに新たに賦課される600時間の養成課程を修了した者については、介護技術講習会を受講することなく実技試験を免除してもよいのではないか。

2つ目は、実務経験ルートに新たに賦課される600時間の養成課程は、現に就労しながら就学する者であることを踏まえて、通信課程を認めるべきではないか。

3つ目は、教育カリキュラムだけでなく、実務経験の質を担保するための方策についても検討が必要ではないか。

4つ目は、教育カリキュラムの見直しを踏まえ、教員、実習指導者、実習施設等に係る要件のほか、教育内容の担保のための方策についても、強化すべき部分と緩和すべき部分を含めて、検討していくことが必要ではないか。

5つ目は、介護福祉士養成課程における教育カリキュラムの見直しを踏まえ、介護職員基礎研修の在り方についても、点検を行うことが必要ではないか。

6つ目は、教育内容の充実が図られることを踏まえつつ、国家試験の在り方や養成課程における評価の在り方についても検討していくことが必要ではないか。

7つ目は、教育カリキュラムの見直しについては、この実施状況を踏まえまして、評価をして一定期間の経過後に見直しについて検討する必要があるのではないかということです。

以上でございます。

○岩田部会長

ありがとうございました。御質問がとおりかと思いますが、続けて介護福祉士制度の見直しの方向について、既におまとめをいただいておりますので、事務局からその案を御説明いただいて、その後まとめて議論をお願いしたいと思います。

○成田福祉人材確保対策室長

それでは、資料3「介護福祉士制度の見直しについて（見直しの方向）」について御説明させて

いただきます。

目次でございますが「Ⅰ求められる介護福祉士像」、「Ⅱ介護福祉士の養成の在り方」、「Ⅲ資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ及び魅力と働きがいのある職場づくり」に分かれております。

まず「Ⅰ求められる介護福祉士像」につきまして、2ページでございます。「介護福祉士制度施行後の高齢者介護・障害者福祉を取り巻く状況の変化」を整理しております。左側は介護保険制度の導入や障害者自立支援法の施行等により、介護福祉士の資質の確保、向上が課題となっていること、右側では、少子高齢化により今後とも介護サービスニーズは増大し、また障害者支援費制度の施行以降、利用者が急増していること等から、介護の担い手の量的確保が課題となっており、下の「基本的視点」といたしまして、専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、介護の担い手の人材確保の側面とをいかに調和させていくかということがございます。

3ページは、前回もお出しいたしました「求められる介護福祉士像」の12項目でございます。

4ページは、9月にお出しいたしました教育内容の抜本的見直しのイメージでございます。

5ページは、「教育カリキュラムの見直し」ということで、ただいま御紹介をいたしましたとおり、教育内容の見直しについて作業チームにおいて検討が行われ、「中間まとめ」が示されたところでございます。「今後の検討の進め方」といたしまして、引き続き具体的な教育内容、教員要件、実習施設の要件、既修得科目の認定等について検討を行うとともに、国家試験の在り方についても検討を行っていくこととしております。

6ページは、ただいま御紹介いたしました「中間まとめ」の各ルートごとのカリキュラムを並べたものでございます。

7ページは「介護福祉士の役割について」でございます。「課題」のところでございますように、これまで身体介護が例示されているが、心理的・社会的支援の側面も強調されてきているのではないかと。医療関係者だけではなく福祉関係者との連携も求められているのではないかとといった御意見があり、「見直しの方向」といたしまして、定義規定・義務規定の点検を行い、求められる役割・責務について、新たに規定を創設すること等を検討するとしております。

8ページは、前回もお出しいたしました法律の関連規定でございます。

次に「Ⅱ介護福祉士の養成の在り方」で、10ページでございますが、「資格取得方法の見直しに係る基本的考え方」ということで「介護福祉士資格の位置付け」といたしまして、「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」とし、資格取得後も、生涯にわたって自己研鑽する姿を前提とした上で、「資格取得方法の一元化」につきましては、それぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験を充実した上で、その水準を統一し、すべての者が一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するとしております。

11ページは、これらのルートのうち「福祉系高校ルートの取扱い」につきましては、当福祉部会におきまして、左上の高校卒業後2年以上の専門教育を受けるべきとする御意見と、右上の一定水準以上の教育内容が担保されることを前提とすれば、ボランティア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等が、介護福祉士の資格を取るルートを排除すべきではなく、むしろ多様な人材が確保されることが、利用者やその家族の視点からも有意義という御意見があったところでございます。

こういった御意見を踏まえまして、「見直しの方向」といたしまして、繰り返しになりますが、

すべての者について一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形で一元化を行い、資格全体のレベルアップを図るとしております。

12ページは、前回もお示しをいたしました、資格取得方法の一元化のイメージでございます。

13ページから、それぞれのルート具体的な見直しの内容でございます。まず、養成施設ルートにつきましては、先ほど御紹介をいたしました作業チームの検討結果も踏まえまして、それぞれのルートについて教育内容を充実した上で国家試験を受験するとしております。

14ページは、実務経験ルートでございます。現行の実務経験3年後に国家試験を受けるというルートにつきましては、作業チームから示されました600時間の課程を賦課いたします。介護職員基礎研修ルートにつきましては、今回新たに基礎研修を修了後、実務経験2年で国家試験を受験するルートを示しております。実務経験は500時間の基礎研修修了後のものに限られ、あらかじめ理論的・体系的に知識・技能を修得した上で、実務経験2年を経るものであることに配慮し、実技試験は免除されず、また今回のカリキュラムの見直しの実施に併せ、介護職員基礎研修の在り方についても検討を行うとしております。

15ページは、参考といたしまして、介護職員基礎研修の概要でございます。

16ページから「福祉系高校ルートの見直し」でございます。まず、現行の福祉系高校ルートにつきましては、教育内容を充実し、介護実習450時間を含めて1,800時間とした上で、卒業後に国家試験を受けることとしております。教育内容が現在の福祉系高校と同様、1,190時間程度の学校については、卒業後9か月の実務経験を経た上で国家試験を受験するルートを時限的に認め、制度の更なる見直しの検討の際に廃止する方向で検討するとしております。

17ページは、前回、福祉系高校について教育時間やその内容だけではなく、それを教える教員の質の確保も重要な課題といった御意見があったことから、単に教科目及び単位数を規定するのみならず、例えば教員要件、教科目の内容等について、同等の水準が担保されるよう、新たに基準を課すとともに、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとするとしております。

18ページは、参考でございますが、現在の養成施設と福祉系高校の教育時間・教員要件の概要でございます。

19ページは、現在、養成施設におきましては、介護系の科目を担当する教員は300時間の介護教員講習会を受講することとされておりますが、この講習会の概要でございます。

20ページは、実技試験についてでございます。介護福祉士試験は筆記試験と実技試験から構成されておりますが、試験前に32時間の介護技術講習を修了した者は実技試験が免除されます。「見直しの方向」といたしまして、今回の教育内容の充実が図られた後は、教育プロセスを経る中で必要な技能の獲得が担保されているものと考えられることから、養成施設ルート、6月以上の養成課程が賦課された実務経験ルート、1,800時間の教育時間を確保した福祉系高校ルートについては、実技試験を免除する取扱いとするとされております。

21ページは、参考といたしまして、介護技術講習制度の概要、22ページは、介護技術講習の実施に伴う国家試験の受験者、実技試験の免除者等の状況でございます。

23ページは、これまでに御説明した資格取得方法の見直しの全体像でございます。前回と異なる点は、教育時間が1,190時間の福祉系高校を卒業後、実務経験9月で国家試験を受験するルートが時限措置とされたこと、6月以上の養成課程が賦課された実務経験ルートについて、実技試験を免除することとしたこととされております。

24ページから「その他の事項の見直し」ということとございます。「技能検定ルート」につきましては、介護等に係る技能検定に合格して資格を取得するルートでございますが、これまで該当する技能検定が厚生労働省令として定められた実績がないことから、このルートを廃止するものがございます。

次の「職業能力開発校等の取扱い」につきましては、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等を卒業した者も資格を取得することとされておりますが、これまで実績がほとんどなく、職業能力開発校等は養成施設として厚生労働大臣の指定を受けることができることから、関係規定を廃止するものがございます。

25ページは「通信課程」についてでございます。現在、NHK学園などに通信課程が置かれておりますが「見直しの方向」といたしまして、まず実務経験ルートに賦課される養成課程につきましては、働きつつ学べるように養成課程として指定を受けたものに限り、通信課程を認めることとしております。一方、福祉系高校ルートにおける通信課程につきましては、現行課程を基本に、卒業後、実務経験9月を経た場合に国家試験の受験資格を認めるとともに、この取扱いは時限的に認めることとし、今後の更なる見直しの検討の際に通信課程の取扱いの在り方について検討を行うとしております。

26ページは「実務経験の範囲」ということとございます。「見直しの方向」といたしまして、現在、実務経験として認められる範囲について見直しを行うとともに、ボランティアとして介護等の業務に従事した期間は認めないこととしております。

27ページは「実施時期の考え方」でございます。実施の具体的な時期は明示しておりませんが、まずカリキュラムの見直しにつきましては、養成施設等における準備期間を考慮しつつ、できる限り早期に実施することとし、次に「資格取得体系の見直し」につきましては、既に養成施設に入学している者等の期待権や教育機会の準備等への配慮も考慮しつつ実施することとしております。

28ページは、将来の検討ということで、今回の見直しにとどまることなく、教育カリキュラムについては、新カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況等も踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行うとともに、「資格取得体系の検討」につきましては、教育カリキュラムの見直しに係る検討状況等を踏まえ、さらなる見直しについても検討を行うとしております。

29ページは「Ⅲ資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ及び魅力と働きがいのある職場づくり」でございます。

30ページに「検討の視点」といたしまして、総合的な福祉人材確保対策、介護福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップへの支援、魅力と働きがいのある職場づくりの必要性を挙げておりますが、これらの点につきましては、「今後の検討の進め方」といたしまして、年明け以降、社会福祉法に基づく人材確保指針の見直しについて御検討いただきたいと考えております。

31ページと32ページは、前回もお出しいたしました関連資料です。

33ページは、介護職員のキャリアアップのイメージをお示ししております。

次に資料4でございますが、前回の御議論において議論のために更に必要な資料があるのではないかといたした御意見があった事項などをまとめたものがございます。時間の関係で、項目だけを御紹介させていただきます。

まず、利用者は実際にどのようなものを介護福祉士に求めているのかという御意見がございま

たので、1ページでは「高齢社会をよくする女性の会」が、要介護者及び家族に対して行ったアンケート調査の一部を御紹介しております。

2ページでは「特養ホームを良くする市民の会」から、社会福祉法人の在り方と介護職員の資質の向上について社会・援護局長に出された提案書の一部を御紹介しております。

3ページは、賃金のデータについて、より詳しいデータ、例えば経営形態別のデータなどが必要であるという御意見がございましたので御紹介しております。

4ページは、入職率・離職率との関係で、転職率のデータがないのか、転職された方がキャリアアップをしているのではないかと、定着率を高めることがなぜ必要なのかといった御意見がございましたので、日本介護福祉士会が会員に対して行った調査から、転職経験の有無、転職理由を御紹介しております。

5ページは、職業安定局で厚生労働省告示として策定しております「介護雇用管理改善等計画」の抜粋でございます。下線部分では、厚生労働省としても離職率を低くすることを目標として挙げております。

また、ワークシェアリングについての御意見がございましたが、これとの関連で6ページでは介護職員の月間実労働時間のデータをお示ししております。

7ページは、前回ケアマネージャーになるために介護福祉士資格を取る方が多いのではないかと、この御意見がございましたので、これも日本介護福祉士会の調査による資格を取得した動機を御紹介しております。

最後に、前回高校で取れる国家資格についての御質問がございましたので、これにつきまして文部科学省から入手した資料を添付しております。

簡単でございますが、以上でございます。

○岩田部会長

どうもありがとうございました。

今の資料4が、前回のさまざまな御質問が後段でございましたことについての、とりあえずのリアクションなんですけれども、今、御説明にありましたように、今回と次回は、この介護福祉士制度の内容について御議論いただいて、その方向をまとめていただく。そして年明け以降に、この人材確保についての、今のような資料、あるいは更に補足的な資料を参照しながら議論していただくように、連動はしておりますけれども、一応仕分けて御議論をいただきたいと思っております。

ですから、今日はその前段について、今日お二方からも今、御説明がありました資料を基に議論をお願いしたいと思います。どのようなことからでも結構ですので、全体的に自由に御議論をいただきたいと思えます。

○石橋委員

まず最初に御説明いただきました、介護福祉士の新カリキュラムについてですが、介護福祉士の役割というのは、当然ながら安心、安楽な介護技術を身に付けるということも必要ですけれども、やはりそれだけではなくて、そのような具体的な介護行為とか、家事援助とか、生活支援によって利用者の自立を支援したり、日常生活を活性化したり、利用者の態度変容をもたらす、そういった役割があると思えます。

先ほどの12項目の中におきましても、例えば求められる介護福祉士像の中に、心理的、社会的信用のおける介護福祉士というのがありましたが、やはりこれからは介護技術を磨くということだ

けではなくて、介護行為を通じて専門的な対人援助サービスを行っている。そのような認識を教育の中で、しっかりと教えていくことが必要であると思います。

したがって、そのようなことを意識させるような科目、もしくは項目として、例えばですが介護福祉士のための援助技術として介護福祉士援助技術というような科目が考えられますが、そういったことも今後作業チームの中で検討していただければありがたいと思っております。

もう一点、全体のことに関わりますが、現在、介護福祉士の資格取得方法については、例えば保育士、社会福祉士の方のカリキュラムを経てプラス1年で介護福祉士の資格を取れるコースがありますが、今回そのカリキュラム見直しに伴って、お互いの単位の互換性を柔軟に行っていただいて、例えば介護福祉士の資格を取った後に、今度は保育士の資格を取るとか、社会福祉士の受験資格が取れるとか、そういったことについてもこの際お考えになられた方がよろしいのではないかとこのことを付け加えさせていただいて、まず御提言させていただきたいと思っております。

○岩田部会長

前段の話は、この3つの柱で言いますと、介護というところの介護技術とは別にという意味でしょうか。

○石橋委員

そのような考え方もひとつだと思います。また、介護技術という1つの大きな項目の中に介護福祉士援助技術というような、わかりやすい科目を入れた方が、コミュニケーション技術というよりは介護福祉士援助技術といった方が、より個別援助技術としてのイメージが湧くのかなということをお願いしているわけです。

○岩田部会長

そのほか、いかがでしょうか。それでは、小島委員、石原委員の順番で、どうぞ。

○小島委員

これまで、1回目、2回目と出席できなくて申し訳ありませんでした。今回初めてこの部会に出席させていただきました。

この間の1回、2回の議論については把握をしております、今日は「介護福祉士制度の見直しについて」ということで、資料3が配付されておりました、先ほど御説明がありましたけれども、基本的にはこういう方向で見直しをする必要があるだろうと思っております。その際、この間、1回ないし2回の議論の中で論点となっていたところであります。特に最終的には国家資格のすべてのコースにおいて事項というのを前提において、その際に福祉系高校ルートはどう位置づけるかということでありまして、これについては資料3の11ページにありますような方向で見直しする方向、教育内容の大幅な充実を図るという方向での福祉系ルートについても、こういう見直しが必要だろうと思っております。

資料1のところで「これまでの論点における主な指摘」というところで、これも福祉系高校ルートの論点についての議論として、資料1の2ページあるいは3ページのところに提起されておりますけれども、2ページの一番下のところは、まさにここは多様な人材が介護福祉士にチャレンジできるコースを認めるべきだということでありまして、そういう方向が必要だろうと思っております。

3ページの上の2つのところでありますけれども、そういう意味での福祉系高校ルートの教育内容の充実というところも1,800時間にカリキュラムを充実させる方向が指摘されております。それ

とともに、教員の質の向上・確保ということも併せて指摘されておりますので、そういうことを十分担保するということが、基本的には今回の見直しで示されているような方法でいくべきではないかと思っております。

それと福祉系高校のところで、本来はすべての高校が1,800のカリキュラムを確保することが前提だと思いますけれども、必ずしもそこは現実的でない、難しいところもあるというお話も聞いておりますので、それについても今回示されているような時限的な形で対応するというのが、言わば現実的な対応ではないかということで、最終的には全員が介護福祉士の国家試験を受験するというルートを早目にスタートすることが必要ではないかと思っております。

○岩田部会長

それでは、石原委員、どうぞ。

○石原委員

すべてのルートが国家試験を行う方向になるわけですが、国家試験のための勉強になってしまっただけではないとつくづく思います。

そして、国家試験が暗記物中心の制度とかというのは、制度は変わっていきますので、そういったことを重視するのではなくて、もっと判断力とか理念がきちっと落ちているかどうか、そういったことを中心に国家試験を行っていただきたいというのが、まず1つございます。

先ほどの御説明の中で、実習時間を増やさずに内容を充実させるという御説明がありましたけれども、非常に施設は増えてきましたし、私は実習施設が受けられない理由というのは、学校では非常に理想的なものを教えますけれども、現場との乖離があるということが一番問題で、やはりそういうふうになったときに、生徒が一番そこで落胆して、こういった職場から離れていく原因をつくるケースもあるというふうに思います。

前回から申し上げているように、とにかく教育をする場と実習施設はセットである。セットであるということになると、実習施設は非常にレベルアップしますし、また誇りも持てますし、質を高めるということで誘導できるわけです。ですから、教育と現場というのは、とにかくセットにする。

そういうふうにしていくと、実習施設をしたいというところが増えていくはずだと思います。

○岩田部会長

試験の在り方等、なかなか難しいところですが、そこがとても大事だということと、やはり実習施設をセットでどういうふうを考えたり、あるいは実習施設であることが、その施設のステータスを上げるような方向にどういうふうを持っていくかということがこの背後にあるということだと思います。

○森委員

保険者あるいはまた現場というところから発言させていただきたいんですが、今回方向として、一元化してレベルアップを図っていくんだという考え方について、私もこのような方向に進んでいただければ大変いいと思います。

そういう中で、2000年4月に介護保険がスタートいたしましたときに、ある面では走りながら考えるということを含めて、例えば5年を目途に見直ししていくということ、これからもそういうようないろんな意味で社会インフラが変わってくると、当然その方向ということが大切で、例えば小規模・多機能とか、ユニットケアとか、あるいは今日、堀田先生がお見えでございますが、2015年の高齢者介護の問題で、認知症の問題が大きく取り上げられました。

これからも、ある面ではどんどんいろんな意味で現場からの声が変わってくると思います。そういうものに対応していくためには、4ページにもございますけれども、是非ともこれから介護ニーズ政策の方向という視点というのは、私どももとりわけ施設系サービスよりも在宅系サービスでいかにして地域で支えていくかということを考えていくときに、やはり介護福祉士を目指す方たちが多様であると同時に、その資格要件も含めた、あるいは役割も含めて、よりレベルアップしていくことが、私どもにとってはこれから大変重要だと思っておりますので、そういう意味で是非ともこの資格要件に関してはきちっとした実習も含めてやっていただくような方向で御議論していただければと思っております。

○岩田部会長

そのほか、江草委員、どうぞ。

○江草委員

たくさん申し上げたいことがあるんですけども、まず第一に、介護福祉士とは一体何かというところをはっきりしておかなければいけないということを主張させていただきましたが、求められる介護福祉士像というものが、確かに介護福祉士の姿であります。

ところが、これに対しまして、現行の法律で介護福祉士を定義しているものは、必ずしも介護福祉士の内容にふさわしくないということも指摘しました。これに対しまして、今後の見直しの方向という中で、7ページに「介護福祉士の定義規定・義務規定の点検を行い、上記の趣旨が反映されるよう、例えば、介護福祉士が実際に介護を行うに当たって求められる役割・責務について、新たに規定を創設すること等を検討する」とあります。私は大前進であると思います。十数年ぶりに、実態にふさわしい介護福祉士像が明らかにされたということで、私は大きく評価したいと思います。

そうしたものを目的に、ではどのような養成をするかということになるんだと思いますが、その場合には従来の数回の議論の中にいささか混乱があったのではないかと思うことがあります。それは、介護チームのお話と介護福祉士のそれとを一体にして話しているのではないか。介護チームは介護福祉士だけで行うものではないわけです。ホームヘルパーさんというのは、介護チームの重要な一員ではないでしょうか。そのこととそれとは別ではないかと思えます。

そこで、議論を進めていただくときに、介護福祉士ピュアな問題と介護チームの問題とを混乱しないようにしていただきたいと思えます。

その1つとしまして、前回議論の関係資料で介護福祉士関係ということでした。資料4の一番最後のところの専門高校で取得できる主な資格というのがあります。それを先ほど来ておりますと、下から3段目に看護、国家資格、准看護師というのがあるんです。これは看護師ではないわけでありまして、このことをはっきりと申し上げておかなければいけない。准看護師と看護師は違うわけでありまして。

しかし、今後業務の一端を准看護師が担っていることは事実なんです。だから、この辺りと同じような議論をしていただかなければいけない。福祉のところを見ますと、国家資格、介護福祉士とありますが、保育士とは書いてないんです。高等学校に福祉科と保育科というのがあるんです。けれども、保育士とは書いてない。それは、ここ1、2年来の教育のシステムに若干の変更があったように聞いております。ここら辺りも参考にしていきたいと思う次第でございます。

○岩田部会長

どうもありがとうございました。それでは、鶴委員、福田委員、どうぞ。

○鶴委員

利用者の要望がわかる資料を提出いただきまして、ありがとうございます。最低の基準といえますか、利用者が必要なものは、基本的にその方向で解決が図れる方向で進んでいると思っております。

資料4の1ページですけれども、上の方に利用者から求められている事項が2種類に分かれています。そして上の方で、介護職員に必要と思われる人柄や態度に関する要請。その中で多いのは、「対応がやさしい」とか、「責任感がある」、あるいは「話を聞いてくれる」、などが挙げられています。

こういった事柄に関しては、実習などで介護を実体験したり、要介護者の状況などを教育したりする中で理解すると思うんです。

決して格好よくはない、しかも、きつい介護の仕事。これを自分の職業として選択しようといった人たちが国家試験を受けるわけですから、その姿勢をとることで既に備わっていると判定される特性ではないかと考えられます。

そして、これらの特性を、実際の場面で話し方などを改善、工夫するとか、そういったことをして、よりよいものに磨き上げていくという部類のものではないかと思えます。

一方、下の方の専門性や技術に関する要請では、「身体介護が上手」とか、「状態の変化に応じた介護ができる」といったものが多く挙げられています。単に基礎的な技術というよりは、そのちょっと上の応用レベルが求められているような印象を受けます。

つまり、教育で可能な基礎的な技術というよりも、実際に介護の仕事を行いつつ、OJTによってそれを身に付けていくといった部類の高い能力のような感じを受けます。

以上のことから、より早く多様な人が現場に出て実務を重ねていただいて、その中で能力、技量を高めていけるようにすることが重要ではないかと考えます。

したがって、年齢とか、そういったところはハードルを設けない方がいいと考えます。

○福田委員

先ほどの江草委員の意見に関連するんですけれども、資料3の7ページ「介護福祉士の役割について」の中で「現行」「課題」「見直しの方向」ということで、介護福祉士が実際に介護を行うに当たって求められる役割・責務について、新たに規定を創設すること等を検討するという報告を先ほどお聞きいたしました。

私も賛成であります。特に現在の介護の現場におきましては、介護福祉士のほかに、ホームヘルパー、あるいは無資格者など、さまざまな人たちが業務に従事していると言われております。

そこで、例えば介護保険制度における介護福祉士の果たす役割について定義する。そして位置づけを明確にするという点での議論も是非進めてほしいと思えます。

介護福祉士の養成の在り方の中で、特に知事という立場からすれば、福祉系高校の扱いが問題になってくるわけですけれども、先ほどの御説明の中で、教育内容の充実化を図りながらカリキュラムの改正など、教育内容の充実化を図りながら、福祉に対して関心を持つ学生の教育の場として維持していく。こういうことについては、是としたいと思えます。

○岩田部会長

介護チームの中での介護福祉士の位置づけというものが、もう一つはっきりするような規定が必要だということだと思えます。

○中島委員

私は最終的に介護の現場で介護を受ける人が高い満足、それによるクオリティー・オブ・ライフというものを実現できるように、資格制度を考えるべきだと考えておりました、そのために制度をどのように改革していくかということだと思えます。

いろいろお話を伺っておりますと、やはり現場というのはどんどん動いている、変わっている、だからそれにどのようにして対応していくかが重要で、だから、見直しも必要だということなんですけれども、それもやはりなるべく資格とか規定等を強めるやり方よりも、むしろ現場でいい介護福祉士が評価されるように、そういう人たちがよりよい職場というもので力を発揮できるようにという形で、現場のシステムを変えていく形で対応するのが望ましいと考えております。

ですから、窓口を広げるということもその1つでありまして、最初からこういう窓口は望ましくないということではなくて、結果的にそういう窓口というものから入ってきた人たちが、どうも評価されない。それならば、ちゃんとした養成校に行って教育を受けた方がいいんじゃないかという形で、現場の声を反映させる形で制度というものが柔軟に動いていくような仕組みを考えていくことが、長期的には望ましいのではないかと考えております。

もうちょっと申し上げますと、結局は介護を受ける方がいい介護だと評価する。そこで多分問題になってくるのは、本人がいいと思っても、専門家から見ると実はそうではないと。例えば介護の場合だと、いろいろ手を貸してあげたくなるけれども、その方が本人にとっては楽なのかもしれない。けれども、ここはちょっと痛いかもしれないけれども我慢してやっていくことが、将来的には本人のためになるという部分での専門的な知識が必要だと思いますけれども、そういう部分を除いたら、やはり本人が一番満足できるような介護がいいんじゃないかと考えます。

○岩田部会長

何か評価システムとか、待遇とか、いろんな面で誘導することができるんじゃないかということです。

堀田委員、どうぞ。

○堀田委員

カリキュラム作成に関与しておりまして感じましたことを、何点か申し上げたいと思います。

まず介護福祉士は、医師や看護師と違って名称独占はあるけれども、業務独占はあり得ないわけでありまして、その点で役割の規定の仕方はかなり難しい。やはりチームのリーダーとして責任を、という点をしっかり役割として書くしかないのではなかろうかと思えます。

それに関連して、今度の議論でも怖々というか、触れられないといいますが、医師の業務独占している部分のうち、実際の生活、介護の中でこれと関連の深いたんの処理であるとかいろいろな医療・看護の業務は業務独占を介護福祉士に限って解除する。介護福祉士がしてもいいことにする。そういうことを検討する必要があるのではなかろうか。その点が、怖々のような感じがいたします。そこが不満な点です。

責任を持たすわけですから、やはりしっかりした報酬が必要で、現状を見ておりますと、非常にこの先心もとない。これだけ勉強させて、これだけの資格を求めて、先の生活も保証されないのか。これが一番大きな質の保証の障害になると思えますので、この点はしっかり頑張っていただかなければいけない。これは長い将来に必要な人材不足という深い傷を負わすことだろうと思えます。頑張りどころだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

もう一点、これをつくっておきまして、石原委員もおっしゃいましたが、国家試験でどういう問題が出るかが、實際上何をどう勉強するか、最も大きく影響する部分だろうと思いますので、国家試験の在り方についてしっかり枠を検討する。そういう組織を設けることが必要ではないか。試験というのは、別に何もルールはないんですけども、同じ問題を出してはいけないという妙な配慮がありまして、だから長く続けば続くほど瑣末な方に行って、結局瑣末な知識の暗記をするという大変悪い傾向がある。

そうならないように、基本的な問題は何回出しても構わないのではないか。その辺りの試験を監視する組織みたいなものが要るのではないかと感じました。

○岩田部会長

人材確保や待遇の問題等々、かなり連動しているので、質を高めるといことと、その辺りをどうマッチさせていくかということと、同時に考えていかなければならないということですね。

カリキュラムの内容、今、堀田委員の方からもちょっとありましたけれども、私、1つだけ質問があります。介護の現場では施設でも地域でも家族の理解というのが大変大事で、一般的な社会の理解とか生活の理解ということとは別に、家族関係論とか家族構造論とか家族法とか、そういうものの一番基礎となるような、科目が必要ではないかという感じがしているので、人間と社会のどこかにでも入らないかなと思っています。また、先ほどアンケート調査の中で、口がかたいという評価が非常に高い。これは人柄ではなくて、実は専門倫理の問題で、守秘義務などは、勿論ヘルパーさんも含めてですけれども、現場ではやはり家族や御本人は大変それを強く要望しているという感じを受けているんですけれども、こういうものもどこかで具体的にに入れていただくと、よりいいかなという感じがします。

そのほか、いかがですか。それでは、鴻江委員、どうぞ。

○鴻江委員

先ほど堀田先生の方から、略啖のことが出たんですけれども、この医療問題につきましては、現在の介護保険制度の改正と同時に診療報酬の改正がございまして、医療の必要性に応じての区分ができました。これが3つに分かれまして、特に医療区分1に関しましては、非常に診療報酬が低い。介護療養、医療機関につきましても、そういった方たちを出す方向にございます。

その医療区分の1につきましては、略啖の吸引が7回以下、どういうふうに8回とか7回とか分けたのかわかりませんが、そういった中で現在受け入れている施設としましては、目の前にそういった利用者さんがいらして、生死に関わる問題で、施設の中には特に夜間帯はほとんど医療従事者がおりません。オンコール体制でやっているということが現実でございます。

そうした中で、施設職員、介護職員がやらざるを得ないというのが現実にございまして、こういったことも1つの仕事上の不安につながっておりまして、職員の方たちが離職をしていく中にもそういった不安感というのがありますし、またそういったことをしっかり認めていただければやっつけられる。これもいろんな条件が付加されなければならないことではありますでしょうけれども、こちら辺をちょっと整理していただかないと困るということ。

それから、現場におきましては、いろんな方たちがルートで入ってこられます。この資料4の中にもございましたように、御利用者の求める方たちというのは、自分にどう接していただけるかということが非常に重要になってまいりまして、この専門性の必要性というのは、介護、いわゆるケアを通して実際専門性の必要性を強く感じられているのは、介護職員本人だと強く感じております。

そういった中で、自分の専門性を高めていかなければならない。それが技術であるとか、知識といったものが未熟であるがゆえに介護事故等にもつながってまいりますし、今そういう責任も非常に大きくなってまいりますので、事業所自体も、先ほどOJTとかOFF・JITというのがございました。もうちょっと研修に出やすいようにとか、研修を受けやすいような環境づくりといったことも非常に必要になってきているのかなということを痛切に感じております。

そういった意味で、先ほど実習施設がステータスになるような方向づけも必要だということでございましたけれども、ある意味実習生がまいりますと、その実習生を指導する方たちに職員さんが取られていきます。そういったことも1つの問題なのかということもございますが、それも合わせて御検討をお願いしたいと思います。

○岩田部会長

それでは、木間委員、どうぞ。

○木間委員

カリキュラムのことで申し上げたいと思います。措置から契約へという制度転換を機に介護サービスを利用する消費者被害が、この場合は介護サービスによって被る損害のことを消費者被害と言っていますが、そういうことが表面化しました。けれども、それはほんの一部にすぎないというふうに私どもは見ております。

どうしてかといいますと、嫌ならば出ていけというケースが全国で幾つも発生しているからです。どういふところかと言いますと、特養であったり、老健、有料老人ホーム、グループホーム、いろいろなところですよ。

またデイサービスでも、訪問介護でも、嫌なら利用しなくていいとか、あるいは明日から来ないとか。明日から来ないと言われて、驚いて相談をしてくるのですが、そういうふうに言われたら困りますから、被害は余り表面化していないと思います。利用者は選択ができる。確かに選択ができる地域もありますけれども、選択ができない、事業者に選ばれているという実態がまだまだあるということです。

こういう人権侵害的な言動を防ぐには、やはり教育が必要だと思います。このカリキュラム案の中で、それがどこに入るのか。消費者といいますのは、この分野について言えば介護サービスを購入して、利用して、そして生活をして、生存を維持していく。それを消費者ととらえていますが、そういう人の視点でも検討いただけるようなカリキュラムがあったらありがたいと思っております。

○京極部会長代理

一委員としてお話ししますけれども、見直しの方向とカリキュラムについては、大変よく整理されていると思います。今まで多々議論としてはありましたけれども、体系的に整理されたのは今回初めてだと思います。

検討会でも議論したことなんですけれども、あの時は十分こういう中身に入ってなかったもので、それを踏まえた検討になっているということで評価したいと思います。ただ、さっき医療行為の関係が出ましたけれども、これは看護師との関係とかいろいろ難しいので、検討会では将来3年課程も含みに入れて、その場合には少しそういうことも可能なんではないかというニュアンスを出したつもりなんですけれども、この点は今後のまとめでどうするかということをもまず1点として申し上げたいと思います。

もう一つ、カリキュラムの件では、とかくなかなか難しい試験の項目もそうなんですけれども、

日本の教育全体が、高校教育、大学教育そうなんですけれども、座学主義といいますか、一定の体系性を学ぶということを中心にやってきた。これはこれで1つの日本的な勉強の方法なんですけれども、しかし、こういう実践分野の介護福祉士も社会福祉士もそうですけれども、事例研究というものをもってきつとやる必要があるのではないかと。これは、あらゆる分野で事例が必要なので、カリキュラムには出てこないんですけれども、事例をきちっと養成施設でもやるし、また試験の中でもかなりの可能性で取り入れられるものは取り入れていく。また、そうすれば、現場に行ったとき、具体的な事例に対して感度のいい対応ができるのではないかと。この辺りは、どうしてもカリキュラムで書きにくいものですから、少し教育上の視点というか、講義と実習を結び付けるとか、事例研究を取り入れるとか、あるいは視聴覚教育その他いろんなことがあると思うんですけれども、そういうことが言えるかと思えます。

最後にもう一つ、魅力ある職場づくり、これは大変結構で、前回は議論したんですけれども、実は私がちょっと感じますのは、今、介護をめぐる環境というのは非常に厳しく将来こうしたいという希望に満ちた報告書はいいんですけれども、現場は非常に暗いところがありまして、人が集まらないとか、待遇条件が低いとか、特に少子化の中で養成施設が非常に危機に陥っているという厳しい反面がありますので、それについては一言どこかそういう状況の中でそれを変えていくということで、ある程度厳しめに環境条件については触れていかないと、何となく今までの関係の中でよくないということではなくて、むしろそういう環境の中でこそもっともって質を高めていかないと大変なことになるんだという、そこをちょっと強調していただきたいと思っております。

○岩田部会長

ありがとうございました。石橋委員、どうぞ。

○石橋委員

もう一点だけ、今回新カリキュラムを導入するということですが、ある程度一定期間経ればきちんと評価して、もう一度カリキュラムについては検討する機会を、将来的には設けていただきたいということと併せて、やはり資格取得方法についても結構多様な資格取得方法について現在あるわけなんですけれども、本来専門職としては他の医療専門職と比べてもいびつな感じだと思います。やはりきちんとした形で養成されるような方向性というものが今後必要だと思いますので、資格取得方法の見直しに関して、また近い将来併せて進めていかれることを期待したいと思います。

○岩田部会長

ありがとうございました。それでは、江草委員、井部委員、どうぞ。

○江草委員

私、先ほどのお話の教育内容については、座学中心では困るのではないかとのお話については、全くそのとおりだと思っております。

そのことと関連して、これは国家試験の在り方も、紙で書くわけですから、なかなか座学に関する以外のことにはしにくいんですけれども、それは今後の工夫の問題だと思いますので、検討していただきたいと思えます。

同時に17ページで、福祉系高校における教育内容の担保とありますけれども、これはあえて私は福祉系高校とは言わないで、すべての教育内容の担保ということでもありますけれども、教員要件、教科目の内容等についても、同等の水準が制度的に担保されるように、新たに基準を課すとともにありますけれども、私はやはり資格試験の一元化というのは、教育内容も一元化されなければい

けないし、これはカリキュラムの問題だけではないんです。教育の具体的内容について担保される方向に行かなければいけないと思います。

そのために、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとするとあるのは、これまた大変前進ではないかと思っております。

例えば、栄養士の養成、保育士の養成、これはいずれも文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督ということになっております。ところが、なぜか介護福祉士だけは高等学校の場合は、厚生労働大臣の指導監督というのはなかったのではないかと思っております。これが今後改まるとするならば、大変立派ではないかと思えます。

同様に18ページでございますが、養成施設、福祉系高校における教育時間、教育要件の内容であります。これを見ていただきますと、専任教員の数であります。学生総定員80人までは3人の専任教員を置きとなっているんです。ところが、福祉系高校の方ですと、学生総定員40人に1人の常勤勤務と、こうなりますとこれまた同一条件とは言えないと、やはりたとえ優れていても、2人で3人分やるというわけにはなかなかいきませんので、こういうことも十分考えていただきたいと思えます。

社会福祉概論、老人福祉論等の担当教員、これはカリキュラムが変わるわけですから、名前が変わるとしましても、福祉の教員免許状取得者でいいことになっておりますが、これは四大卒だって資格を十分取れるわけなんです。ところが、養成施設の方に行きますと、大学院、大学、短期大学の当該科目の担当教員、助教授または講師、これが第一優先になっているわけです。

こうなりますと、必ずしも同じ条件で出発しているとは言えないと思えます。そうしますと、国家試験だけが担保することになる。ところが、その国家試験というのは、先ほど来の話に出ておりますように、必ずしも適当な内容とは現実とは思えない。そうしますと、私はこうしたことも改めていただくべきではないかと思うわけであります。

繰り返して申しますけれども、私は高齢者の保健福祉が非常に重要であることを十分認識しております。したがって、その要員がたくさん欲しいこともよくわかっております。しかし、それは介護福祉士だけではなく、介護チームが欲しいということではないかと思えますので、これを併せて御検討いただきたいと思えます。

○井部委員

2点申し上げたいと思えます。1つは、先ほど堀田委員がおっしゃった、たんの処理などについては、もっと開くべきだという話があって、たんの処理の中身がはっきりわからないので、例えば感染管理的にたんの処理をうまくやるようにという内容か、あるいは高度な気管切開のある患者の吸引をすることにも言及しているのか、そこがよくわからないので決められないんですけれども、少なくとも気管切開のある患者のたんの吸引という点から考えますと、ただ単にたんを取るのではないかと思われるかもしれないんですが、実は看護職がたんの吸引をするに当たっては前後に専門的な判断があつたたんの吸引という行為をするのでありまして、例えばたんから出血していたらどうかとか、呼吸数が早くなったらどうかとか、詰まりそうだったらどうかとか、いろんなことを考えながらたんの吸引をするということで、非常に高度な判断があるということについてだけお知らせしたいということです。

もう一点、先ほど江草委員が御指摘してくださった高校の国家資格の資料ですけれども、資料4の8ページにあります、看護の国家資格のところでは准看護師は国家資格ではないという指摘をして

いただきましたけれども、実は文部科学省系の高校では5年生の一貫教育というのをしております、5年で看護師の国家資格が取れるようなコースがあります。これは多分文科省の人が説明することだと思いますけれども、ですから、ここは准看護師は当たってないんですけれども、5年で看護師が取れるコースがあるということについて言及しておきたいと思います。

○小島委員

それでは、私も2点ほど申し上げたいと思います。これは、今の井部委員も、先ほどの堀田委員も指摘されましたけれども、介護現場での医療行為の件についてです。これについては、去年の介護保険法の見直しに伴って、参議院の厚生労働委員会で附帯決議が付いております。当時は中村老健局長でした。その附帯決議の中には、介護現場における医療行為の在り方を検討する場を早急に設置して、その在り方について早急に改善をすべきだという附帯決議が付いておりますので、是非そういうことを進めていただきたいと思います。それが1点です。

それと、今後の課題ということで、来年年明け以降、介護の担い手の人材確保について検討することですけれども、それに関して資料3の30ページ以降に出ております。これも堀田委員が指摘されましたけれども、介護報酬の在り方についても言及されておりますので、ここは例えば医療の方の診療報酬では、介護福祉士の配置基準によって入院基本料にランクが付いている。あるいは正看と准看の比率によって入院基本料に差が付いているといったこともありますので、そういうものを念頭に置きながら、今後の課題として介護報酬の在り方、介護福祉士の配置に伴って、そういう評価も必要ではないかと思えます。

それについては、介護給付費分科会というところになるかと思えますけれども、そういうところは是非議論をしていく必要があるのではないかと考えております。

○岩田部会長

どうもありがとうございました。まだ御意見がおありになるかと思えますが、介護福祉士に関してはかなり基本路線として、この見直しの方向ということでいいというような御意見だったと思います。そこに当然いろんな課題や関連する問題等の御指摘がありましたし、あるいは内容をもう少しよくしようという御意見もございましたので、その辺りを整理して、次回もう一度御議論いただきたいと思えます。

それでは、嶋貫参事官、どうもありがとうございました。

(文部科学省嶋貫参事官退室)

○岩田部会長

それでは、次に社会福祉士制度の方の見直しについて議論を行いたいと思います。介護福祉士と同様に、事務局の方でもこれまでの議論の主な指摘事項を踏まえて、見直しの方向についておまとめいただいておりますので、その説明をお願いします。

○潮谷社会福祉専門官

それでは、資料5に基づき御説明させていただきます。

1 ページは「I 求められる社会福祉士像」ということでございます。

2 ページは、前回と同じ資料ですので、とばさせていただきます。と思えます。

3 ページは、社会福祉士を取り巻く状況の変化や社会福祉士に対する新たな役割・期待等も含めて、今後求められる社会福祉士像について整理したということでございます。

4 ページは、今後求められる社会福祉士像として、12の事項についてお示しております。

5 ページは、前回までの御指摘を踏まえ、社会福祉士の役割について、社会福祉士の定義規定、義務規定の点検を行い、課題のところにお示ししておりますような趣旨が反映されるよう検討するというところでございます。

6 ページは、参考として社会福祉士及び介護福祉士法上の定義規定及び義務規定でございます。

7 ページは「Ⅱ 社会福祉士の養成の在り方」というところでございます。

8 ページは、社会福祉士の養成の在り方の基本的方向についてお示ししております。

9 ページは、福祉系大学等での養成の在り方の見直しの方向として、社会福祉士として求められる知識を学ぶ講義系の科目については、現行どおり科目の指定制を維持するという。実習・演習系の科目については、福祉系大学等に関しても養成施設と同じ法令上の基準を設け、実習教育の質の担保を図るというところでございます。

10 ページは、教育カリキュラムの見直しということで、専門的知識と技術について実戦的な観点から抜本的な見直しを行い、必要に応じて新たな分野についても加えることとすること。

また、養成施設の教育時間数については、教育カリキュラムの見直しを踏まえて、現行の修業年限を前提に、新たな分野の追加についても考慮し、現行の1,050時間から最大1,200時間程度の範囲の中で、時間増も視野に入れつつ、養成課程の充実を図るというところでございます。

11 ページは、現行の養成課程におけるカリキュラムと大学等における指定科目等をお示しさせていただきますいております。

12 ページでは、参考ということでございますけれども、教育カリキュラム見直しのイメージということで、真ん中の方にございますけれども、社会福祉士を取り巻く状況の変化や求められる社会福祉士像ということを踏まえて、現行のカリキュラムを見直し、これからの社会福祉士に求められる知識と技術として、右側にございます新カリキュラムの骨子案というものをお示しさせていただいております。

なお、教育カリキュラムの検討につきましては、各分野の専門家及び実践者から成る作業チームによって今後検討を行っていきたいと考えているところでございます。

13 ページ「実習の在り方の見直し」ということで、社会福祉士に求められる技能に関して学ぶことができる実習内容になっていない事例も少なからず見られるということや、また社会福祉士試験の合格率が3割ということからも、実習が社会福祉士の資格取得に生かされていないという現状を踏まえ、実習の質の担保とその標準化が求められているということをお示ししてございます。

14 ページは、実習の見直しの方向といたしまして、実習において行うべき必修事項について検討し、それを明示するということや、実習担当教員については、社会福祉士有資格者であることや、一定の研修を受講した者とする方向で検討するという、実習施設や授業の範囲を拡大することなどについてお示しさせていただいております。

15 ページは、実習時間等につきましては、今、御説明させていただきました事項について、着実に実施される見直しを立てた上で、必要があれば拡充する方向で検討するという。福祉系大学等においても、養成施設と同じ法令上の基準を設け、実習教育の質の担保を図るということ。通信課程と昼間・夜間課程の時間数を原則同等とすることなどについてお示しさせていただいております。

16 ページは、現行の実習担当教員・実習指導者の要件についてお示しさせていただいております。

17ページは、行政職ルートでの在り方といたしまして、ここにお示ししております、現状と課題を踏まえ、現行の実務経験5年以上を4年以上に短縮する一方で、新たに短期養成施設(6月以上)での養成課程を課すという見直しの方向をお示しさせていただいております。

18ページは「社会福祉主事による社会福祉士資格取得の在り方」といたしまして、お示ししております、現状と課題を踏まえ、社福祉主事養成機関の課程を修了した後、一定の実務経験のある者については、短期養成施設への養成課程を修了することで受験資格が得られるようにするという見直しの方向をお示しさせていただいております。

19ページは、社会福祉主事任用資格の取得方法等についてお示ししております。

20ページは、社会福祉士の資格取得方法見直し案の全体像を示しております。右側の網かけの部分が、今回の見直しの部分となっております。

21ページは、社会福祉士の資格取得方法の見直しのイメージをお示ししております。例えば福祉系大学等においては、実習教育の質の担保ということでございます。また、一般養成施設においては、現行の1,500時間から1,200時間の枠内での養成課程の充実を図るということでございます。行政職実務経験ルートにおきましては、5年の実務経験を4年以上に引き下げて、そして短期養成施設での課程を賦課するというところでございます。

また、社会福祉主事養成機関を修了された方につきましては、実務経験2年を経た後、短期養成施設での課程を経て受験資格を得るというコースを考えているということでございます。

22ページ「実施時期の考え方」ということでございます。ここにお示ししております、いずれの事項につきましても、準備期間等への十分な配慮をしつつ、できるだけ早期に実施するということをお示しております。

23ページは「今回の見直しの後の将来の検討」ということで、教育カリキュラムや資格取得体系に関する、さらなる見直しについて検討を行うということについてお示ししております。

24ページは「Ⅲ資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ及び魅力と働きがいのある職場づくり」ということでございます。

25ページは「社会福祉士の任用・活用について」ということで、身体障害者福祉司など、福祉行政における任用資格の要件に社会福祉士を位置づけるということ。施設長等の任用要件については、社会福祉主事の要件とは別個のものとして見直しが考えられるということ。その際に、社会福祉士や介護福祉士として働いている者のキャリアパスも念頭に置くことが重要であるということ。新たに社会福祉士の役割が期待される分野において、社会福祉士の積極的な任用・活用を図るべきであるということをお示ししております。

26ページは「社会福祉士の活動の支援について」ということで、基本的な方向といたしまして、社会福祉士資格取得後の自己研鑽の必要性であるとか。社会福祉法人や事業者が職員の資質向上を図るための環境整備を行うことの必要性であるとか。社会福祉士の活動を国民に周知するための積極的な啓発が必要であるということ。

また、社会福祉士の事例集積と活動評価ということでございますけれども、社会福祉士の実践活動の事例集積と、その分析等による知識と技術の再構築も必要であるということについてお示ししております。

27ページは、社会福祉士によるスーパーバイズやコンサルテーションの仕組みの導入、生涯研修体制の充実と資格取得後の能力開発等、また、これらの研修等を通して、より専門的知識と技術

を有した社会福祉士については、国家資格とは別の資格として関係団体が専門社会福祉士等として認定するような仕組みの必要性についてお示ししております。

以上でございます。

○岩田部会長

どうもありがとうございました。

この議論に入る前に、今日は社会福祉士会の方から資料が提出されておりました、この御説明を大変短くて恐縮ですが、5分程度でお願いいたします。

○村尾委員

日本社会福祉士会の村尾でございます。資料1ということで、既に第1回の方に御説明いたしておりますけれども、その補足資料ということでお聞きいただきたいと思っております。

まず1ページは、ダブリますからパラダイムの転換ということで整理しております。

2ページは、教育と職域の間で職能団体がしっかり役割を果たすということがあるということ、イメージ図として御説明しております。この3者が、それぞれ責任を持って連携して、更に行政の制度的な整備、そういうものを踏まえて専門性の高い社会福祉、また地域福祉の福祉力の向上に役割を果たしていくというふうを考えております。

4ページは、社会福祉士の現況報告ということですが、平成12年に悉皆調査、当時の2万人の社会福祉士を全調査いたしました。そのデータがございまして、後ろの方に付いておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

5ページは、2点だけ整理しておりますが、この収入のところでは年収400万円未満が過半数、600万円未満が80%を占めているということで、かなり低い処遇ということがデータで出ております。

2006年の11月現在では、これは私ども会員だけのデータですが、新たに設置された地域包括支援センター、独立型社会福祉士の割合が急速に伸びているというデータがございまして、

6ページ、社会福祉士が専門性を発揮するための本会の取組みということですが、1つは共通的な基盤の研修ということで、社会福祉士の全国統一研修ということをして全国の8会場を実施しております、毎年約千五百人の方の研修を実施しております。地域包括支援センターの研修も全国の支部で実施しております。

これが共通研修ですが、専門研修として幾つかありますけれども、成年後見人の研修、独立型の研修というのも実施しておりますし、それぞれの専門分野の新しい課題について、ホームレスとか、対日外国人とか、虐待とか、そういうことの研修を実施しております。

具体的には、次に表がありますように、こういうことで、専門分野、新しい課題ということで、この中には通信教育でやっているものが4つほど含まれております。

具体的にどこでやっているかということです。8ページ、本部と支部で役割分担しております、全国単位、ブロック単位、支部でもブロックと支部独自でやっていただくということで、支部にできるだけ実施していただくという方向で取り組んでおります。

9ページは、社会福祉士の地域での活動が一番重要ですが、どういう活動をしているかということ、4点にまとめております。

10ページは「1) 成年後見人養成と受任への取組み」です。現在、会員で登録しているのが1,700名でございます。受任件数が1,800件、このうち、市町村申立というのが26%、約4分の1を占めるという大変高い割合になっております。ほとんど身寄りのない方、親族のない方が社会福祉

士がお受けしているということでございます。

また、親族以外の比率でいきますと、司法書士、弁護士さんに次いで3番目に割合が高いということですが。

それから後見人のバックアップとして、都道府県で「ばあとなあ」という組織をつくっております。専門職からの窓口の対応ができるようにしております。各都道府県の「ばあとなあ」、それから司法書士会、弁護士会と定期的な勉強会を開いております。

それから、市民向けに成年後見の活用講座というのを全支部でやっております。大体4,500人ずつぐらいで、これが毎年増えておりますが、こういう講座を開いております。今、大変要請されていますのは、後見監督人、特に法人による後見監督人、法人後見そのものと、後見人を何とか拡大してほしいという裁判所からの御要請が強くなっております。

11ページですが、虐待対応の取組みが始まっております。在宅高齢者の虐待対応チームというのを弁護士会と一緒に、そういうところに増やしております。大体18支部が予定できております。具体的には大阪、宮城、埼玉、山口などが活動を始めております。

また、10月から始めました日本司法支援センターの「法テラス」というところからの相談も、各支部からだんだんお寄せいただくようなことが始まっております。

さらに地域包括支援センターにつきましては、現在、3,700か所に社会福祉士を配置させていただきまして、チームアプローチということで取り組んでおります。

47府県の支部で研修をしておりますが、例えば具体的にどういう取組みかの例ですけれども、現在の支援センターの実態調査、意見交換会、検討会、サポートのホームページをつくり、運営協議会へ参加するというように具体的に取り組んでいます。さらにその活動を評価、診断をしていこう、また、個々の社会福祉士のレベルアップをしていこうということを、今、準備で取組み中でございます。

4番目が独立型の社会福祉士ですけれども、地域を基盤に活動しております。具体的にはどんなことかといいますと、相談援助、後見業務や福祉サービスの利用援助事業、それから各審査会に加わるとか、評価事業、移送サービス等、いろんなことに取り組んでおります。

特に、他の資格を持っている方、ケアマネとか介護福祉士とか、そういう方が中心に独立型の事務所を開いて取り組んでおります。

14ページですけれども、そういう活動をしっかり支えていけているのかということですが、会員組織率は約3割ですけれども、支部に社団法人化を取るよう進めており、現在13支部が法人化できております。その他、スーパービジョンだとか、苦情対応、賠償責任といういろんな事故に対応することも開発しております。

それから、国際ソーシャルワーカー連盟などとの対応だとか、提言機能を各自治体の方に向けても発揮するようなことをやっております。

15ページは、各支部ごとの会員で、会員数の差がありますけれども、2万4千人ということでございます。

16ページは、法人化したところのマップをつくっておりますけれども、黒いところは法人化、グレーのところは間もなく法人化できるということで、18支部になります。大都市はほとんど法人化できておりますから、会員の所属率でいきますと、63%の方が法人化の支部に所属をするということになっています。

18ページですが、これからどういうことを取り組んでいくかということですのでけれども、社会福祉士の資質向上ということで、共通研修を踏まえて、さらに専門研修に移っていくという生涯研修システムをつくって段階的に養成していこうということを予定しております。その段階で認定社会福祉士、または専門社会福祉士という制度を導入する必要があると考えております。

それから、介護士のときでもお話が出ました現場実習のこと、実践現場と教育現場、そういうところへの支援が必要ではないかと思っています。

19ページですが、認定社会福祉士のイメージとしてはどういうふうになるかというのは、共通的な特定分野としては成年後見とか独立とか現場実習、それから地域生活の支援事業、虐待対応とか、それぞれこういう分野の中から、特に通信教育を1年間で4か所やっているのを中心に、それに加えた認定社会福祉士または専門社会福祉士の制度をつくっていく必要があると思っています。

20ページですが、制度的な整備ということで、既に事務局資料の中で随分盛り込まれておりますけれども、業務領域の明確化を是非お願いしたいということで、相談援助以外に社会資源の開発・調整、社会環境、運営管理、あと企画、経営とか地域福祉とか、こういうものを何らかの形で業務領域を明確にしていきたいと思っています。

社会福祉士の任用ということで、段階的に社会福祉主事を廃止する方向で御検討いただければと思っています。

さらに配置基準を明記していただいて、診療報酬のような形で何らかの加算のようなことを御検討いただきたいと思っています。

それから、独立型社会福祉士につきましては、非常に専門性が高いということと、かなり自由な時間がとれるということで、業務がだんだん拡大されておりますけれども、特に今は生活保護の分野の外注ということで、いろんなことが言われて、各行政から依頼が来ております。扶養調査とか、独居老人、就労支援だとか、長期入院調査、ホームレスの調査を随分依頼を受けております。

今日は、たまたま新宿区の事務所が、花園神社のところ、小学校の空地の方へ大勢の人が来ますから移転をしているわけですが、その一角に東京社会福祉士会の支部が「とまりぎ」という相談コーナーをつくっております。厚生労働大臣が、今日、御視察に見えるということをしてっております。ここでは、4名～5名の相談員が常駐してありまして、交代で独立型の方も参加しました。看護師の資格者とか、いろんな方がここに張り付いて、ほとんど切れ目なく相談に見えております。シャワーなんかも置いていますから、それを使いに来るような人もたくさんいらっしゃるということです。

それから、虐待対応とか、社会的入院調査、そういうことについての独立型の役割が非常に大きくなってくるのではないかと考えております。

21ページですけれども、これも現場実習のところ、いろいろ話が出ているのと同じですけれども、現場実習、演習に係る社会福祉士の資格者を活用していただきたいということと、教育現場、それから実習施設に配属された場合には、何らかのインセンティブが働くような費用加算をお願いしたい。こんなふうに考えています。

最後は、いろんな資料を発行しておりますけれども、倫理綱領とかホームレス、成年後見、一番最後の『日本社会福祉士会ニュース』を毎月発行しておりますけれども、今回、地域包括というのを特集しましたので、全国の3,700か所に11月号からお届けさせていただきます。今後、定期

的に特集をつくって情報提供して、協議の参考にさせていただきたいと思います。

以下、資料の説明は省略させていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○岩田部会長

社会福祉士会の方から社会福祉士の現状、それから今後の在り方についてのいろいろな要望をお話しいただきました。時間がかかなり少なくなってしまうけれども、介護福祉士と違わせて、社会福祉士の方は、まだ、カリキュラムの検討もこれからの課題ということになりますので、要するに年内にここでの意見として決めていただくのは、定義と義務規定の社会福祉士像といいますが、それをはっきりさせるということ。それから、資格取得の方法の若干の見直しということでしょうか。

そして、人材確保や具体的なカリキュラム内容については、なお1年ぐらいの間に検討するということがよろしいのですね。

ということなんだそうですけれども、全体的にどうぞ自由に御意見をいただきたいと思います。

どうぞ。白澤委員。

○白澤委員

これを見せていただきますと、我々社養協からいろんな意見を申し上げさせていただきましたが、随分取り入れていただいているということで、まずは感謝申し上げたいと思います。しかしながら、3点ほど意見を申し上げたいと思っております。

まず最初に、15ページですが、実習の質と量の問題でございますが、先ほどからも御意見がいろいろございましたように、実践現場と教育現場を乖離しない養成をどうしていくのかというのが非常に重要なポイントだと思います。

ところが、必要があれば充実する方法で検討するという実習時間でございますが、我々としては必要があればではなくて、充実する方で検討していただきたいと思っているわけです。

その理由として、3点ほど申し上げたいと思うんですが、この委員会の中でも随分実習教育の重要性が指摘されているということが1点です。

2点目は、既存の大学の中でも180時間を超える実習を実施している大学もあるという事実です。

3番目でございますが、今からグローバル化していく中で、海外のソーシャルワーク教育というのは、実習時間が1,000時間を超えているところがほとんどでございます。

先般、内閣府の規制改革民間開放推進会議が、外国人社会福祉士の問題にも言及をしております。長期的な展望を考えてまいりますと、フィリピンのソーシャルワーク教育を見てみたわけですが、フィリピン国立大学の実習時間は1,000時間、教育の3割をそういう実習教育で満たしています。

そうしたことを考えますと、是非そういう意味で、国際的に活躍できる社会福祉士ということで、実習時間増の担保を是非お願いしたいというのが1点目でございます。

2点目、3点目は長期的な展望ということでございますが、1点目は10ページでございます。これは、一般養成施設が1,050時間から最大1,200時間へととなっているわけですが、今回の議論を考えてみますと、一般養成施設1年の範囲内でどういう社会福祉士養成教育ができるかという議論をしてきたような気がするわけがあります。

本来、社会福祉士を養成する場合には、最低限どれぐらいの年数が必要なのかということの議論

が今後の課題だということで、将来そういう課題の検討が必要であるということは何らかの形で示していただければありがたい。

次は25ページでございます。社会福祉主事問題でございますが、確かに福祉事務所職員の任用資格であると、25ページに書かれております。確かにそうだろうと思うんですが、先ほど社会福祉士会からもございましたように、段階的に取り分け我々の中でよく言われる三科目主事という三科目さえ取っていれば社会福祉主事になれる問題がございます。この問題については、将来的な課題があるということを一言触れていただければ大変ありがたい。長期的な展望で、やはり行政領域の中で、社会福祉士をどう位置づけていくのかということを将来課題にさせていただきたいと思いません。

この3点でございます。以上でございます。

○岩田部会長

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

では、小島委員、駒村委員の順でお願いします。

○小島委員

見直しについてということで、今日の資料5の中の4ページの「求められる社会福祉士像」というところで、12項目挙げられております。

その中で、特にこれから重視すべき点ということで、労働組合の立場もあるんですけども、⑩のところ。「就労支援に関する知識と技術を有し」ということで、就労支援との関係、あるいはここにどう結び付けるかということが、これから極めて重要なテーマだと思います。生活保護法の見直しの中で、個別指導による就労支援、就労にどう結び付けるかという話が行われております。

それから、昨年成立しました障害者自立支援法の中でも就労にどう結び付けるかという就労支援というのが極めて重要なポイントになっておりますので、そういう意味では社会福祉士のこれからの役割として、そういう方々に対する就労支援をどう具体的に個別的な指導ができるかということがありますので、そこは労働行政との連携というのが当然関わるとは思いますけれども、そういう手も十分対応できるようなカリキュラムの見直しといいますか、教育の在り方ということも是非お願いしたいと思います。

○駒村委員

村尾委員からの資料で、賃金データについては介護に比べては随分細かく出てきたので大変参考になりました。

同じく、先ほど白澤委員からもお話があった社会福祉主事の位置づけというんでしょうか、扱いの問題ですが、これははっきりと社会福祉士会の方からは段階的廃止と出ているわけで、事務局から配られた資料の17ページを見ますと、行政職で受けた人が全国で、これはわずかと言っていいんでしょうか、83人ということ。やはりこれだけの人しか受けていないというのは、やはり社会福祉士を取得するインセンティブがないという評価をしていいんでしょうか。

さらに、社会福祉主事という資格では、行政上どういう問題を具体的に、知識とか、技能とかの不足によって起きてしまっているのかを教えていただければと思います。

○岩田部会長

この点について、いかがでしょうか。事務局、何かございますか。

○中村社会・援護局長

1回目の資料でも提出したと思いますが、今、特に生活保護などを実施していただいております福祉事務所を法律上都道府県と市が置くことになっていますが、そこでの社会福祉士の数というのは、非常に少なく、福祉事務所における職員の社会福祉士資格所持率は極めて低いということがあります。これは、今の規定では福祉事務所の職員は社会福祉主事であれば、それでもって足りるということで、実際問題からすると、社会福祉主事資格も満たしていない職員さんがいることも事実でございますので、そういった意味では、私ども社会福祉主事問題というよりは、福祉事務所の在り方問題などを根本的に見直していかなければならないと考えています。

あるいは、これまでの福祉事務所は、いろいろ自立支援をやっていきました。先ほど村尾委員の方から、現在の社会福祉士の新しい領域としてアウトソーシングの話が出ていましたが、例えば、今、新宿の福祉事務所のところで、ホームレスの方々に対する仕事も請け負っているというお話がありましたけれども、よく考えてみると、福祉事務所本来の仕事かもしれませんが、今の体制では手が足りない、あるいは専門性が低いので、そういったことについて生活保護の方でも自立支援プログラムを実施しておりますが、その自立支援プログラムについては、むしろそういった専門家、社会福祉士を含め、相談支援業務なり就労支援の専門家を外部から招聘して活用することを政策的にも進めたりしております。逆の言い方をすると、現在の福祉事務所の本来の体制では、そういった専門業務になかなか対応できていないということではないかと思えます。

社会福祉士会の本日の37ページのデータでも任用状況について出ておりますが、地域包括支援センターがスタートいたしましたので、8.9%地域包括支援センターに働いておられる方、あるいは参加されておられる方はいるわけですが、行政機関については、1,551名ということで6.4%となっています。この行政機関は市町村で福祉事務所といいますか、狭義の生活保護行政以外の方も当然含んでおられると思えますので、そういった意味では、行政分野における社会福祉士の活用状況については、まだまだ低調だということと言えらると思えます。

それは、やはり社会福祉士についての社会的な認知度が低い。特に行政分野における認知度が低いということになりますので、それは問題の所在として専門性なり、そういったことについてなかなか評価されるような状況になっていないと思えます。

あるいは、実習のお話がありましたけれども、実際、今、養成されておられる社会福祉士が、そういった意味で本当の専門性ということについて認知されるだけの状況にあるのかどうかというお話もあるかと思えます。

白澤委員からも御指摘がありましたので、実習時間の件について、我々が「必要があれば」というお話をさせていただいていることについて、ちょっと補足させていただきます。前回お配りいたしました、これは実習の話ではありませんが、国家試験の合格率、福祉系大学の合格率も公表させていただきましたけれども、10人以上受験されているのが161校あったわけですが、合格率は85%~0%まで分布しているということでございます。

前回の資料を見ていただければわかりますけれども、合格率20%未満が161校のうち63校でございます。何で20%とかというと、養成校の方は、54校ある養成校の合格率の最低が20%です。80%~20%の間で養成校は分布しておりますけれども、大学の方は85%~0%で2割を切っている養成校の最低よりも下回っているのが63校あるという状況です。

こういった学校でも受験をされる方は実習をされているわけで、先ほど来話に出ているように、施設の方は実習生を受け入れるのに大変苦労されている。5人実習生を引き受けて、4人の方が社

会福祉士にならない学校が63校あるということは、社会資源という点から考えると、勿論その方が実習に行かれて、それなりの人生において得るものがあるということは確かに評価されるかもしれませんが、やはり社会システムとして、社会的コストを払って実習するといったときにいかなものかという気持ちもないわけではない。

そうすると、実習の質というか、そういった点を整備しない中で、1,000時間を超える実習という御主張もわからないわけではありませんが、もし1,000時間にするのであれば、全く別のシステムを考えないと、今のような福祉教育にばらつきがある中で、実習時間だけ形式的に増やすということになると、あえて乱暴な言葉で言うと、無駄な実習を拡大することになるということではないかと思えます。是非教育界の方々にも、そういう点も考えていただいて、我々が確信をもって実習時間を増やせるような体制を取っていただかないと、今みたいな状況の中で、勿論85%合格されている学校あるいは50%合格率を超えている学校は22校ありますけれども、そういう学校であれば実習時間を増やすということについても相当説得性がありますが、161校のうち、22校しか5割を超えていないというような状況の中で、実習時間だけ増やすということは、相当社会的なロスを増大するだけになりかねません。こういうふうに考えて、私どもの資料の15ページにあるような表現をさせていただきました。我々も実習時間を増やしたくないとか、そういったことではなくて、実習時間を増やすことが社会福祉士の質の向上につながることは火を見るより明らかなので増やしたいんですけれども、増やしていただくためには、もう少しトータルな効率性とか説得性を増していただかないといけないではないかと思って、15ページにあるように「実習時間数については、上記①～③の見直しを着実に実施される見通しを立てた上で、必要があれば」とあえて書かせていただきました。そういう趣旨でございます。

○岩田部会長

よろしいでしょうか。それと社会福祉士の場合、先ほどの村尾委員からのお話の中にもありましたように、要するに変化した社会の中での社会福祉士の業務内容についての見直しと申しますか、その質的な内容について、ある程度、もう少しはっきりした上で、それとの絡みで実習の中身の問題ですね。時間の前に、何を实習するかということをはっきりした上で、もう一回時間の問題は議論をしないと、時間だけ先にありきということになると、ゆがんだ形になるおそれがあるかなと思えます。

○京極部会長代理

そのことに関連いたしまして、局長の話されたこともよくわかりますし、座長のお話しなされたこともわかるんですけれども、今回、特に大学において実習関係については、特設養成校並みに厳しくするという条件の下での実習ということになると思うんです。

そうすると、介護福祉士の方は1,800時間のうちの4分の1、450時間、これはもっと短い時間のときから450時間を担保していたわけですが、新しい改正においても4分の1の時間は確保された。

社会福祉士は、1,200時間のうち4分の1に満たないということでもありますので、300時間は必要なんではないかと思っています。

ただ、その場合に、今までのものをずるずる延ばしていかどうかということについては、確かに問題があるので、さっき小島委員からも出ましたけれども、就労支援等については、この間、生活保護の見直し、障害者自立支援法の問題、母子家庭の支援、今度の生活保護法がどうなるのかわかりませんが、要するに就労支援をかなり強めなければいけない。

それから、生活保護所管の福祉事務所においてもいろんな自立支援プログラムがつけられている。社会福祉士ができた時と状況が相当変わっておりますので、そういう就労支援等を30時間ぐらい足して、何か老人ホームにいて、寮母と同じことをやったら社会福祉士の実習だということではなくて、それは改めるとして、プラス若干のそういう要素を入れた方がいいんじゃないかという感じがしています。

労働省が厚生労働省になりましたので、今はハローワークの職員は事務方からなっていくわけですが、一応、職業分類では、職業カウンセラーなんていうのは事例として挙がっておりますので、将来、社会福祉士はもう少し就労支援の教育をしていけば、十分にハローワークの職員になることも可能ではないか。だから一般事務で採る枠と社会福祉士から採る枠と2つやってもいいんじゃないかと、これはちょっと夢物語で、将来展望なんですけれども、そういう含みを入れて、これからやや強化したらどうか。倍にするかどうかというのは、学校連盟や養成校でいろいろ議論があったようですけれども、そこまでは無理があるけれども、若干の追加というのがあっていいかなという感じがいたしております。

○岩田部会長

今の就労支援ですけれども、当然ハローワークでやっているわけですね。さっきの介護福祉士は介護チームのリーダーという位置づけがあったわけですが、社会福祉士が、いろんな業務を外に拡大して、つまりスペシャルな業務として拡大していくということなのか、それとも、そういうチームの連携者となるのかというのはかなり大きな問題で、そのことがはっきりしていないから、私はただ300時間というのはやはりおかしいと思うんです。そこをはっきりさせない限り、幾ら業務をどんどん増やしていても何の意味もないし、社会的認知もされないのではないかと思います。

どうぞ、村尾委員。

○村尾委員

その関連ですけれども、今、現実には、先ほど外部委託の話が出ましたけれども、これは会としても大変悩ましい問題です。福祉サービスはほとんど契約になっていますから、それは成年後見制度ということで支えますけれども、公的サービスに非常に近い部分がある、それをどうするかということで、私どもは単なる下請けは受けません。それから丸投げはお断わりします。それから、ちゃんとした報酬をいただきます。ボランティアではありません。

それはなぜかといいますと、やはり継続性ということが1つあるのと、やはり責任があるということですね。そういうことで、今は福祉事務所なり市や県と直接契約する場合がありますけれども、非常に仕事のやり方について戸惑いがあります。だから、どこまで権限があるのか、責任があるのか、そういうところをある程度の身分保証なり、対価なり権限なり、そういうものも職域の中で、特に公的サービスとの関わりの部分が、福祉の場合は民間でできないものがたくさんありますから、そこをどう支えていくか、そういう仕組みが私は大事だと思います。そこは専門職がちゃんと引き受けていきたいと思っています。

○岩田部会長

どうぞ、堀田委員。

○堀田委員

簡潔に言います。まさに部会長がおっしゃるとおりで、社会福祉士の役割が決まらないと何を教えていいかわからない。相談援助とありますが、相談というのは無限多彩でいろんなものがある。

それを援助する場合に、単に助言するだけではなくて、やはり相談者の意図に沿うように解決すべきものは解決してあげなければいけない。しかし、どこまで自分で解決するのか。それから、どこから先は人の力を借りるか。ほとんどは人の力を借りないと解決ができない事柄だと思います。自分で解決できるような場合は施設の中のやり方を改めるとか、人権問題についてきちんと対応させるとか、この辺りまでは自分でやれるにしても、大抵の問題は難しい問題で、人の力を借りなければいけない。自分で解決する技術、能力と、人の力を借りるネットワークの技術、能力とは全く違う、実習する場所も全く違ってきます。

だから、しっかり社会福祉士の援助の内容を詰めて、自分でやるのが予定されているものと、人の力をコーディネート、ネットワークすることが予定されているものとのをしっかり仕分けした上で、それにふさわしい研修先、教え方、内容を詰めるという基本の作業が要るんだろうと思います。

○白澤委員

そういうことでは、我々も、今、堀田委員がおっしゃったような作業内容を分けることを意図した定義も事務局の方に提案をさせていただいていますから、是非そういうことも含めて、社会福祉士の仕事の中身というのを是非御検討いただきたいというのが1点です。

もう一点ですが、今の局長のお話とも関係するんですが、やはり合格率平均20数%というのは、私は異常な世界だと思っているわけです。本来、看護あるいは医者試験のように、90%ぐらい合格率が出るというのが本来の姿だと思います。それはいろんな要因があってこういうことになって、今回、恐らく合格率公開の中で、合格率というのは大学の切磋琢磨が進み、同時に社養協としても相当な支援をして、合格率を上げていきたい。そういう正常な議論の中で、実習時間についても一つ是非お考えいただきたいということ。もう一点は、単にそのときに通らなくても、その次の年に通っている人たちも実はたくさんいる。そういう意味では、私は当然質の問題というのは大事だけれども、質と量と併せて最終的には実践能力のある人材をつくっていくということを是非お考えいただければありがたいと思います。

○岩田部会長

合格率の問題なんですけれども、専門職の養成ということからいうと、本当におっしゃるとおりで、非常に無駄なことをやっているわけです。

ところが、例えば大学の役割というのは、恐らくもう一つ違う側面があるので、これは教員養成と非常に似ていて、教員養成に特化した大学と、総合大学の中で教員養成するという、さっきの介護福祉士ではないんですけれども、多様なルートがあることによって、非常に専門的に研ぎ澄まされた人と、かなり幅広い対応のできる、両方の専門職が得られるというメリットがあるわけですね。社会福祉も養成校及び大学の中でも専門の単科大学と、それから総合大学の中の一学科というような形と両方あり得ると思います。こうしたこととも関わりながら、例えば大学の中で受験者を非常に制限する様な対応をされることもある。つまり、一遍試験してからでなければ実習に出さない、資格を与えないという厳しい形を取れば90%ぐらいになるのではないのでしょうか。

ともかく、受験したければいいよ、というふうに、総合大学型のやや緩いやり方をすると、0%というのは異常な世界だと思いますけれども、20%ぐらいになるというような幅がうまれてしまう。しかし、実習先は、そんなことを聞いたら怒ってしまうでしょうから、あるいは大学の指導の中で、実習だけは卒業後少し経ってからやるというような幾つかのパターンはあり得ると思います。ですから、その辺りをもう少し詰めて、時間も含めて検討するといいいのかなと思います。

○中村社会・援護局長

諸先生から御意見をいただきまして、私も合格率のお話をしましたが、一面でございまして、合格率に幅があるから実習の問題をすべてどうこうということではありません。実は実習と合格率と必ずしも論理的には関係するわけではないと思っています。ただわかりやすくという意味で一例を挙げさせていただいたので、京極委員からも言っていただきましたように、前回出した資料の中でも介護体験実習みたいな側面も多くなっているというようなこともありますので、堀田委員からお話がありましたように、社会福祉士のあるべき業務をもう一回見直し、それを養成するためにどういう実施をやるのかという内容を詰めた上で、まさに必要があれば、またそれを否定するものではなくて、実習時間の増ということについても多い方が望ましいことは確かですので、そういった視点で詰めさせていただきたいと思います。

○岩田部会長

時間が超過しまして、大変申し訳ございません。まだ御意見があると思いますが、今日のところは以上にさせていただきまして、次回、更に今日の御意見を踏まえて事務局で見直し案を作成していただいて議論をしたいと思います。

最後に次回の日程について事務局よりお願いします。

○矢崎総務課長

長時間ありがとうございました。次回の日程でございますが、12月4日14時からを予定しております。よろしくお願いいたします。

○岩田部会長

それでは、年もおしせまってまいりますけれども、どうぞ次回もう一度よろしくお願いいたします。本日は、長時間どうもありがとうございました。